

# SPORTS FOR ALL 2012

— 平成23年度 事業概要 —



既にユネスコは、一九七八年の「体育とスポーツに関する国際憲章」において、スポーツが全ての人々の基本的な権利であることと謳っている。しかし、今もなお、様々な理由によりスポーツを享受できない人々が存在する。したがって、適く人々がスポーツを享受し得るように努めることは、スポーツに携わる者の基本的な使命である。

また、現代社会におけるスポーツは、それ自身が驚異的な発展を遂げたばかりでなく、極めて大きな社会的影響力をもつに至った。今やスポーツは、政治的、経済的、さらに文化的にも、人々の生き方や暮らし方に重要な影響を与えている。したがって、このスポーツの力を、主体的かつ健全に活用することは、スポーツに携わる人々の新しい責務となっている。

この自覚に立って二十一世紀のスポーツを展望するとき、これまでスポーツが果たしてきた役割に加えて、スポーツの発展を人類社会が直面するグローバルな課題の解決に貢献するよう導くことは、まさに日本のスポーツが誇れる未来へ向かう第一歩となる。

このことに鑑み、二十一世紀における新しいスポーツの使命を、スポーツと関わりが深い三つのグローバルな課題に集約し、以下のように宣言する。

一、スポーツは、運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、人々のつながりを深める。人と人との絆を培うこのスポーツの力は、共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かに味わい深いものにする。

二十一世紀のスポーツは、人種や思想、信条等の異なる多様な人々が集い暮らす地域において、適く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得るよう努めることによって、公正で福祉豊かな地域生活の創造に寄与する。

三、スポーツは、その基本的な価値を、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーに負う。この相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて誇りなく開き、他者を率直に受容する真の親善と友好の基盤を培う。

二十一世紀のスポーツは、多様な価値が存在する複雑な世界において、積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広の深めることを通じて、平和と友好に満ちた世界を築くことに寄与する。

現代社会におけるスポーツは、オリンピック競技大会等の各種の国際競技会において示されるように、人類が一つであることを確認し得る絶好の機会である。したがって、スポーツが、多様な機会に、グローバル課題の解決の重要性を表明することは極めて重要である。

しかし、スポーツに携わる者は、そのような機会を提供するだけではなく、スポーツの有する本質的な意義を自覚し、それを尊重し、表現すること、つまりスポーツの二十一世紀的価値を具体化し、実践することによって、これらの使命を達成すべきである。その価値とは、素朴な運動の喜びを公正に分ち合い感動を共有することであり、身体的諸能力を洗練することであり、自らの尊厳を相手の尊重に委ねる相互尊敬である。適く人々がこのスポーツの二十一世紀的価値を享受するとき、本宣言に言うスポーツの使命は達成されよう。

スポーツに携わる人々は、これからの複雑で多難な時代において、このような崇高な価値と大いなる可能性を有するスポーツの継承者であることを誇りとし、その誇りの下にスポーツの二十一世紀的価値の伝道者となることを求められる。

## おわりに

本宣言は、日本のスポーツ百年の歴史の上に立つ。この百年の歴史は決して順風満帆であったわけではない。本

宣言は、苦難の道においてスポーツを守り育てるために尽力した全てのスポーツ人に心より敬意を表し、その篤き思いを継承するものである。したがって、日本体育協会、日本オリンピック委員

会は、総力を挙げてこれらの使命の達成に取り組まなければならない。

そのためには、本宣言及びその趣旨を加盟団体はもとより、広く人々に周知するとともに、長期的な視野と国際的な広がりを見望し、使命の達成に向けた実行計画等を早期に策定し、実施に努めなければならない。

また同時に、国際オリンピック委員会をはじめとする国際的なスポーツ団体はもとより、内外のスポーツ関係者とスポーツ組織、さらに国連諸機関、世界中の志あるNGO等と、希望あるスポーツと地球の未来のために連携協力し、本宣言におけるスポーツの使命の達成に努めることが求められる。

こうした営みが順調で強固なものとして発展するためには、政府及び地方公共団体等の公的諸機関が、これまでの支援に加えて、本宣言の重要性を理解し、積極的に協力、支援することが望まれる。

最後に、日本のスポーツ百年を記念するこの年に、我が国は東日本大震災という未曾有の災害を被った。亡くなられた多くの方々に深く哀悼の意を表するとともに、本宣言におけるスポーツの使命の達成を通じて、復興を支援し、日本と地球を希望にあふれた未来へと導くことを誓う。

平成二十三年七月十五日

日本体育協会・日本オリンピック委員会

創立百周年記念事業実行委員会

会長 森喜朗



## はじめに

本宣言は、日本のスポーツ百周年を記念して、先達の尽力をたたえ、その遺産を継承し、更なる百年の発展を願う日本スポーツ界の志を表明するものである。

日本体育協会、日本オリンピック委員会の母体である大日本体育協会は一九一一年に創立され、日本のスポーツは、初めて全国的なまとまりをもつに至った。また、翌年、同協会はアジアで初めての代表選手団をオリンピック競技大会に派遣し、日本のスポーツは国際的にもその地位を確立したのである。

大日本体育協会の創立に際して、創設者嘉納治五郎は、国民体育の振興とオリンピック競技大会参加のための体制整備をその趣意書に表した。本宣言は、この趣意書の志を受け継ぎ、新たな百年に向けた二十一世紀スポーツを展望する視点から、それを現代化したものである。

なお、本宣言は、記念事業のスローガンである「誇れる未来にあらたな一歩」を導くために、「日本のスポーツ百年 これまでとこれから」をテーマに、福島、京都、広島島の三会場で行われたシンポジウムの成果を基に、加盟団体とパブリックコメントに寄せられたスポーツ愛好者等の意見を二十一世紀におけるスポーツの使命に集約し、東京総括シンポジウムにおいて協議、採択したものである。

## 宣言

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。スポーツのこの文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもその豊かな意義と価値を望むことができる。とりわけ、現代社会におけるスポーツは、暮らしの中の楽しみとして、青少年の教育として、人々の交流を促し健康を維持増進するものとして、更には生きがいとして、多くの人々に親しまれている。スポーツは、幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなったのである。

二、スポーツは、身体活動の喜びに根ざし、個々人の身体的諸能力を自在に活用する楽しみを広い深さのこの素朴な身体的経験は、人間に内在する共感の能力を育み、環境や他者を理解し、響き合う豊かな可能性を有している。

二十一世紀のスポーツは、高度に情報化する現代社会において、このような身体的諸能力の洗練を通じて、自然と文明の融和を導き、環境と共生の時代を生きるライフスタイルの創造に寄与する。



## ごあいさつ

公益財団法人 日本体育協会  
会長 張 富士夫



我が国は、昨年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災により、歴史的な困難に直面しました。いまも被災地の復興支援にご尽力されております多くの方々に心より敬意を表しますとともに、被災地の一日も早い復興を願っております。

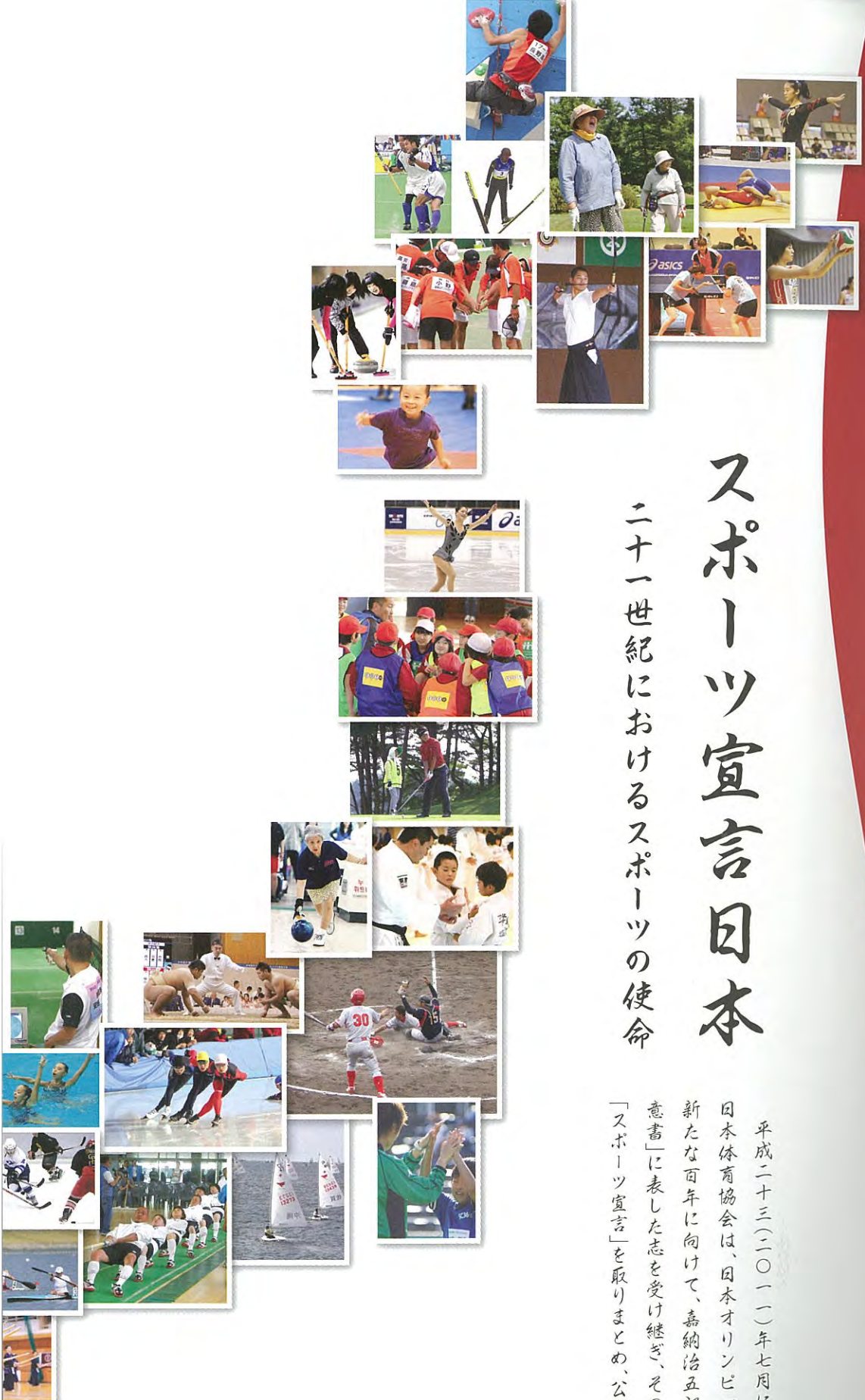
本会は、「スポーツ界が一丸となって、スポーツの力で復興に役に立ちたい」という思いから、日本オリンピック委員会、日本サッカー協会及び日本トップリーグ連携機構とともに「スポーツこころのプロジェクト」を立ち上げ、被災地の教育委員会、学校、体育協会等の関係者のご協力を得て、「夢先生」と呼ばれるトップアスリート等を派遣する「スポーツ笑顔の教室」を実施し、現在も続けております。

2011年は、我が国スポーツ界にとって記念すべき年でした。6月に「スポーツ基本法」が制定され、スポーツに関する施策を国家戦略として総合的、計画的に推進することが初めて定められました。

また、7月には本会と日本オリンピック委員会が創立100周年を迎え、天皇皇后両陛下のご臨席を賜り記念式典を挙行了しました。そして、嘉納治五郎・初代会長が「創立趣意書」に表した志を受け継ぎ、その現代版ともいえるべき「スポーツ宣言日本～21世紀におけるスポーツの使命～」を取りまとめ公表しました。グローバルな視点からスポーツが貢献すべき課題を「21世紀の新しいスポーツの使命」として掲げた本宣言の理念の下に、今後、本会はスポーツの振興に組織をあげて取り組んでまいります。

なお、本年6月、本会は日本スポーツ少年団の創設50周年を迎えることとなりました。この慶事をこれまでスポーツ少年団活動をご支援いただいた全国のスポーツ関係者、関係機関・団体の皆さまとともに祝うため、6月23日に開催する記念式典をはじめとする各種の記念事業を計画しており、スポーツを通じた青少年の健全育成にもさらなる努力を続けてまいります。

本年は創立101年目という新たなスタートの年です。これまで本会が推進するスポーツ振興諸事業に多大なご協力をいただきました関係諸機関・団体各位に深く感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご指導・ご支援を賜りますようお願いいたします。



# スポーツ宣言日本

二十一世紀におけるスポーツの使命

平成二十三(二〇一一)年七月に創立  
 日本体育協会は、日本オリンピック委員会  
 新たな百年に向けて、嘉納治五郎初代  
 意書」に表した志を受け継ぎ、その現況  
 「スポーツ宣言」を取りまとめた、公表し

# 日本体育協会の組織

日本体育協会の大きな目標は生涯スポーツ社会の実現を目指した「国民スポーツの振興」です。各委員会および事務局は、この目標を達成するために積極的に活動しています。

## 平成 23・24 年度役員

<b>会長</b>	張 富士夫	<b>理事</b>	田中 道博
<b>副会長</b>	佐治 信忠		橋本 俊和
	森 正博		林 辰男
	監物 永三		原田 俊
<b>専務理事</b>	岡崎 助一		樋口 久子
<b>常務理事</b>	泉 正文		福島 修
<b>理事</b>	白井 秀明		不老 浩二
	宇津木妙子		横川 浩
	大野 敬三		横嶋 信生
	勝田 隆		ヨコゼッターランド
	川口三三夫	<b>監事</b>	中村 正彦
	坂口 和隆		村田 芳子
	坂本祐之輔		
	篠宮 稔		
	霜觸 寛		
	竹田 恆和		

(平成24年6月6日現在)

## 歴代会長



初代 嘉納治五郎  
(明治44年～大正10年)



第2代 岸 清一  
(大正10年～昭和8年)



第3代 大島 又彦  
(昭和11年～昭和12年)



第4代 下村 宏  
(昭和12年～昭和17年)



第5代 平沼 亮三  
(昭和21年)



第6代 東 龍太郎  
(昭和22年～昭和33年)



第7代 津島 寿一  
(昭和34年～昭和37年)



第8代 石井光次郎  
(昭和37年～昭和50年)



第9代 河野 謙三  
(昭和50年～昭和58年)



第10代 福永 健司  
(昭和58年～昭和63年)



第11代 青木 半治  
(平成元年～平成5年)



第12代 高原須美子  
(平成5年～平成7年)



第13代 安西 孝之  
(平成7年～平成17年)

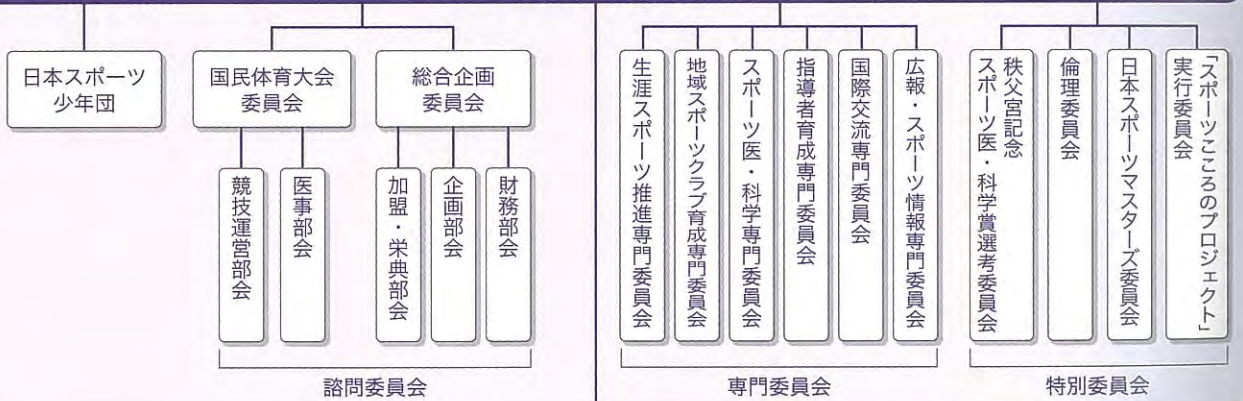


第14代 森 喜朗  
(平成17年～平成23年)

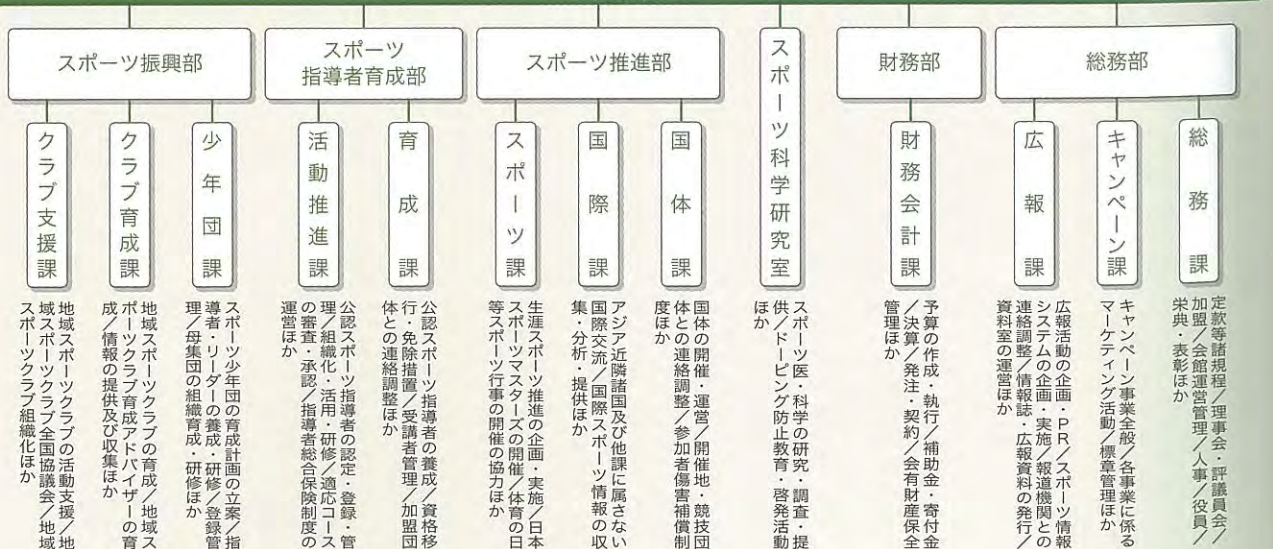


第15代 張 富士夫  
(平成23年～現在)

## 評議員会/理事会



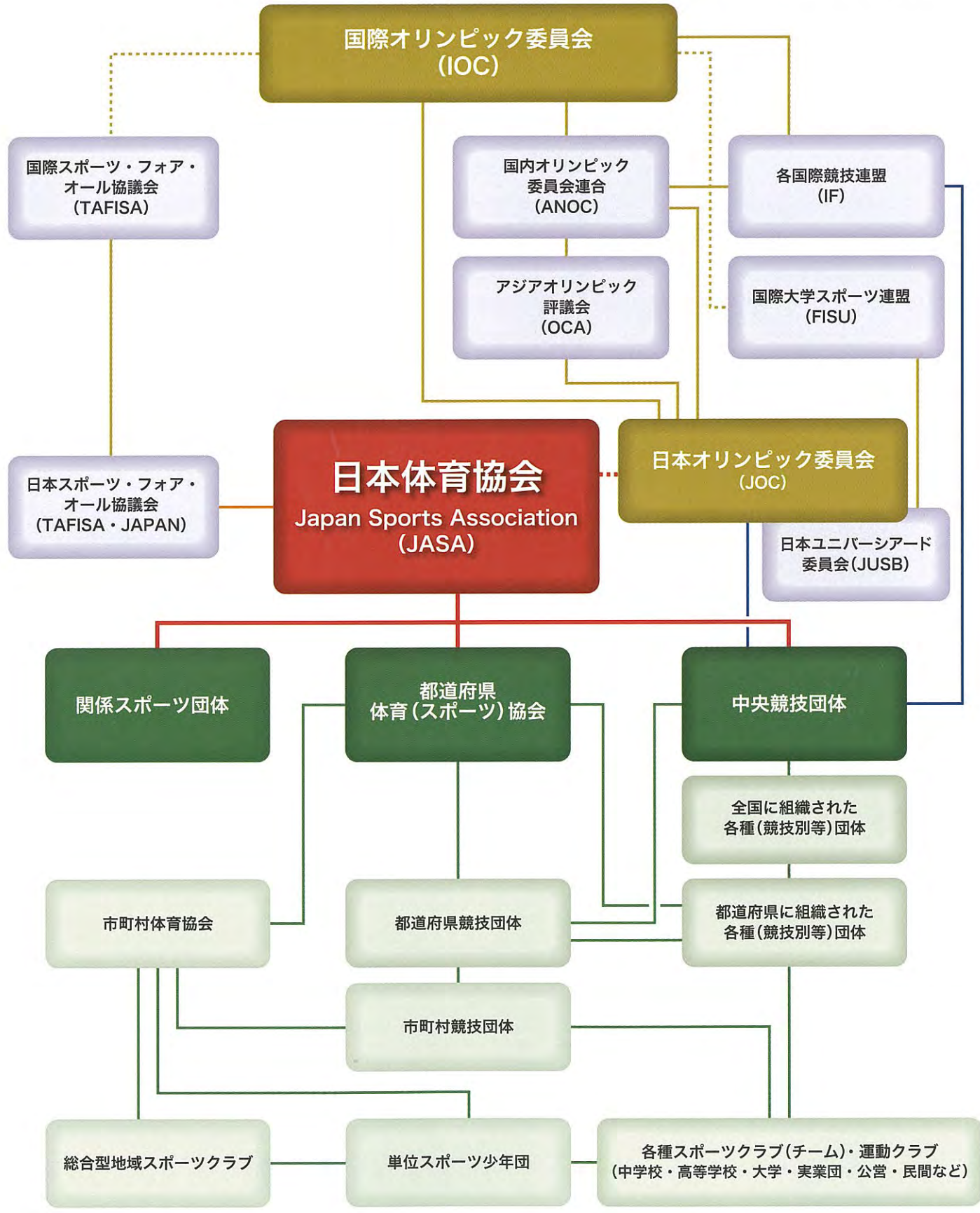
## 事務局





# 日本体育協会を中心とした スポーツ界の組織

日本体育協会および加盟団体は、スポーツ精神を育成し、生涯スポーツの普及・振興と国際的な競技力の向上を目指すと共に、他の団体と連携・協力し、選手や指導者をバックアップしています。





# 日本体育協会加盟団体

国民スポーツをサポートするためには、中央競技団体や都道府県体育(スポーツ)協会などの協力が必要です。これらの団体としっかり連携していくことが、国民スポーツ発展への大きな力となります。

●加盟団体107団体(中央競技団体56団体/都道府県体育(スポーツ)協会47団体/関係スポーツ団体4団体) ●準加盟団体4団体 (平成24年4月1日現在)

## 中央競技団体

団体名	会長
公益財団法人 日本陸上競技連盟	河野 洋平
公益財団法人 日本水泳連盟	佐野 和夫
公益財団法人 日本サッカー協会	小倉 純二
財団法人 全日本スキー連盟	鈴木 洋一
公益財団法人 日本テニス協会	畔柳 信雄
社団法人 日本ボート協会	大久保尚武
社団法人 日本ホッケー協会	吉田 大士
社団法人 日本アマチュアボクシング連盟	山根 明
公益財団法人 日本バレーボール協会	中野泰三郎
財団法人 日本体操協会	二木 英徳
公益財団法人 日本バスケットボール協会	麻生 太郎
財団法人 日本スケート連盟	橋本 聖子
財団法人 日本レスリング協会	福田 富昭
公益財団法人 日本セーリング連盟	河野 博文
一般社団法人 日本ウエイトリフティング協会	飛田 秀一
財団法人 日本ハンドボール協会	渡邊 佳英
財団法人 日本自転車競技連盟	富原 忠夫
公益財団法人 日本ソフトテニス連盟	林 敏弘
公益財団法人 日本卓球協会	大林 剛郎
公益財団法人 全日本軟式野球連盟	大森 一人
財団法人 日本相撲連盟	松尾 新吾
公益社団法人 日本馬術連盟	千 玄室
社団法人 日本フェンシング協会	山本 秀雄
公益財団法人 全日本柔道連盟	上村 春樹
公益財団法人 日本ソフトボール協会	山崎 拓
公益財団法人 日本バドミントン協会	綿貫 民輔
公益財団法人 全日本弓道連盟	石川 武夫
社団法人 日本ライフル射撃協会	坂本 剛二
一般財団法人 全日本剣道連盟	武安 義光
公益社団法人 日本近代五種協会	木本 由孝
財団法人 日本ラグビーフットボール協会	森 喜朗
社団法人 日本山岳協会	神崎 忠男
公益社団法人 日本カヌー連盟	福田 康夫
公益社団法人 全日本アーチェリー連盟	安倍 晋三
公益財団法人 全日本空手道連盟	笹川 堯
公益財団法人 日本アイスホッケー連盟	奥住 恒二
公益社団法人 全日本銃剣道連盟	藤原 利將
社団法人 日本クレール射撃協会	
財団法人 全日本なぎなた連盟	佐藤 浩市
公益財団法人 全日本ボウリング協会	武部 勤
日本ボブスレー・リュージュ連盟	北野 次登
財団法人 日本野球連盟	市野 紀生
社団法人 日本綱引連盟	秋山 肇
一般財団法人 少林寺拳法連盟	新井 庸弘
公益財団法人 日本ゲートボール連合	小野 清子
公益社団法人 日本武術太極拳連盟	二階 俊博
公益財団法人 日本ゴルフ協会	安西 孝之
公益社団法人 日本カーリング協会	土居 博昭
社団法人 日本パワーリフティング協会	齋藤 浩
社団法人 日本オリエンテーリング協会	山西 哲郎
公益社団法人 日本グラウンド・ゴルフ協会	杉山 重利
社団法人 日本トランポリン協会	森 喜朗
公益社団法人 日本トライアスロン連合	岩城 光英
一般財団法人 日本バウンドテニス協会	釣谷 尚正
社団法人 日本エアロビック連盟	理事長 知念かおる
一般社団法人 日本バイアスロン連盟	澁谷 幹

## 都道府県体育(スポーツ)協会

団体名	会長
公益財団法人 北海道体育協会	堀 達也
公益財団法人 青森県体育協会	蝦名 武
財団法人 岩手県体育協会	達増 拓也
公益財団法人 宮城県体育協会	佐藤 博俊
公益財団法人 秋田県体育協会	鈴木 洋一
公益財団法人 山形県体育協会	金森 義弘
財団法人 福島県体育協会	佐藤 雄平
公益財団法人 茨城県体育協会	角田 芳夫
公益財団法人 栃木県体育協会	福田 富一
財団法人 群馬県スポーツ協会	児玉 三郎
公益財団法人 埼玉県体育協会	上田 清司
公益財団法人 千葉県体育協会	森田 健作
公益公益財団法人 東京都体育協会	石原慎太郎
公益財団法人 神奈川県体育協会	山下 泰裕
公益財団法人 山梨県体育協会	横内 正明
公益財団法人 新潟県体育協会	馬場潤一郎
公益財団法人 長野県体育協会	阿部 守一
公益財団法人 富山県体育協会	石井 隆一
財団法人 石川県体育協会	谷本 正憲
公益財団法人 福井県体育協会	吉田 哲也
公益財団法人 静岡県体育協会	斉藤斗志二
財団法人 愛知県体育協会	大村 秀章
財団法人 三重県体育協会	岩名 秀樹
公益財団法人 岐阜県体育協会	田口義嘉壽
公益財団法人 滋賀県体育協会	河本 英典
公益財団法人 京都府体育協会	榎岡 義明
公益財団法人 大阪体育協会	町田 勝彦
公益財団法人 兵庫県体育協会	井戸 敏三
財団法人 奈良県体育協会	荒井 正吾
公益社団法人 和歌山県体育協会	仁坂 吉伸
公益財団法人 鳥取県体育協会	油野 利博
財団法人 島根県体育協会	溝口善兵衛
公益財団法人 岡山県体育協会	石井 正弘
公益財団法人 広島県体育協会	加藤 義明
公益財団法人 山口県体育協会	二井 関成
公益財団法人 香川県体育協会	多田野 榮
公益財団法人 徳島県体育協会	飯泉 嘉門
公益財団法人 愛媛県体育協会	大亀 孝裕
公益財団法人 高知県体育協会	西山 昌男
公益財団法人 福岡県体育協会	上田 憲幸
財団法人 佐賀県体育協会	古川 康
財団法人 長崎県体育協会	中村 法道
公益財団法人 熊本県体育協会	甲斐 隆博
公益財団法人 大分県体育協会	広瀬 勝貞
公益財団法人 宮崎県体育協会	佐藤 勇夫
財団法人 鹿児島県体育協会	伊藤祐一郎
公益財団法人 沖縄県体育協会	仲井真弘多

## 関係スポーツ団体

団体名	会長
公益財団法人 日本障害者スポーツ協会	鳥原 光憲
公益財団法人 日本中学校体育連盟	大江 近
NPO 法人 日本スポーツ芸術協会	与謝野 馨
社団法人 日本女子体育連盟	理事長 村田 芳子

## 準加盟団体

団体名	会長
NPO 法人 日本ローラースポーツ連盟	平沢 勝栄
公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟	斉藤斗志二
社団法人 日本アメリカンフットボール協会	理事長 浅田 豊久
公益社団法人 日本チアリーディング協会	中村 節夫



# 日本体育協会は このような事業を 行っています

## 創立100周年記念事業

平成23年7月に日本体育協会は創立100周年を迎えました。国内外から多数のスポーツ関係者の出席を得て、記念シンポジウムおよび記念式典を開催するとともに、今後の日本のスポーツの指針となる「スポーツ宣言日本」を公表しました。

## 東日本大震災復興支援

「スポーツこころのプロジェクト」の実施、各種事業への支援、義援金募集を行っています。また、復興支援の啓発活動の一環として、加盟団体をはじめとした各種団体が行う大会への冠名称の付記を奨励しています。

## 国民体育大会の開催

昭和21年の京都を中心とした京阪神地域に始まった、国内最大の総合スポーツ大会。現在では、国のスポーツ基本法に定める重要事業の一つとして、国・日本体育協会・開催地都道府県の三者共催で開催しています。

## 日本スポーツマスターズの開催

平成13年から始まった、国内唯一の競技志向の高いシニア世代による総合スポーツ大会。参加者がスポーツを互いに競い合い、楽しむことで、生き甲斐のある社会の形成を目指す事業として開催しています。

## スポーツ指導者の育成

国民のスポーツライフをサポートする指導者を養成しています。年齢・体力・技能レベルなどの対象に合わせた適切な指導にあたるができるよう、スポーツ医・科学の知識と高い指導能力を身につけるための講習会等を実施しています。

## スポーツ少年団の育成

「スポーツをとおして、青少年の心と体を育てる組織を地域社会の中に！」を目的に昭和37年に日本スポーツ少年団を創設。単位スポーツ少年団育成の促進をはじめ、全国のスポーツ交流大会や国際交流活動など、さまざまな事業を積極的に実施しています。平成24年に日本スポーツ少年団は創設50周年を迎えます。

## 生涯スポーツの普及・振興

国民一人ひとりが、日常生活の中でスポーツを文化として豊かに享受できる社会の実現を目指しています。誰もが身近で多様なスポーツ活動に親しめるように、総合型地域スポーツクラブの育成などの各種事業を展開しています。

## スポーツによる国際交流

世界の共通言語になっている「スポーツ・フォア・オール」を実践するため、国際的なスポーツ組織と協力。韓国・中国をはじめドイツとのスポーツ交流を実施するなど、国際的な友好親善の視野に立ったスポーツ交流事業に取り組んでいます。



## スポーツ医・科学の研究

子どもから高齢者まで、誰もが安心してスポーツを楽しめるよう幅広い研究を行っています。国民の健康・体力づくり、ジュニア競技者等競技者育成のための実践的研究などを実施し、その成果を公表し、広くスポーツ現場にフィードバックしています。

## 広報活動・スポーツ情報システムの充実

公式ホームページを利用した日本体育協会の組織や事業の紹介をはじめ、本パンフレットや情報誌などの刊行物を通じて、加盟団体や公認スポーツ指導者などへの組織内広報はもとより、一般の方々への情報提供を積極的に行っています。

## 日本スポーツグランプリ

より一層の生涯スポーツ振興の機運を高めることを目指し、長年にわたりスポーツを実践し、広く国民に感動や勇気を与え、顕著な記録や実績をあげた中高年齢者の功績をたたえるため、「日本スポーツグランプリ」を授与しています。



# 創立100周年記念事業 23年度事業



## 記念祝賀式典の開催

平成23年7月16日(土)に、グランドプリンスホテル新高輪(東京都)国際館パミール「崑崙」にて祝賀式典を、「北辰」にてレセプションを開催しました。祝賀式典には、天皇后陛下のご臨席を賜り、長年にわたり本会を支えていただいた多くの国内外の皆様とともに100周年を祝い、新たな出発点としました。また、祝賀式典第二部において「スポーツ宣言日本 ～二十一世紀におけるスポーツの使命」が公表されました。詳細は以下のとおりです。

開催日時	演 目
平成 23 年 7 月 16 日 (土)  参加者数 1,241 名  式典第一部 10:30 ~ 11:30	<司会：青山祐子、塚原直貴、谷本歩実> ●プロローグ「日本のスポーツ100年」スライドショー ●登壇者紹介 ●東京オリンピックファンファーレ(東京都交響楽団) ●開式の辞：張 富士夫 (日本体育協会会長) ●国歌斉唱 ●式辞：森 喜朗 (創立100周年記念事業実行委員会会長) ●天皇陛下のおことば ●祝辞：福山哲郎 (内閣官房副長官) [菅直人 内閣総理大臣代理] 高木義明 (文部科学大臣) ジャック・ロゲ (国際オリンピック委員会会長) ●奉祝行事：演武 柔道「古式の形」 演技者＝[取] 斉藤仁 (八段) [受] 佐藤正 (八段) 説明者＝上村春樹 (全日本柔道連盟会長・講道館長) 合唱「若い力」「オリンピック讃歌」(杉並学院高等学校合唱部)
式典第二部 11:40 ~ 12:25	●記念DVDダイジェスト版上映 ●来賓紹介 ●表彰式：功労者等表彰、絵画・作文コンクール最優秀賞表彰 ●「スポーツ宣言」の披露および手交 ●閉式の辞：森 正博 (日本体育協会副会長)
レセプション 12:40 ~ 14:00	<司会：廣瀬智美、大畑大介、浜口京子> ●開宴挨拶：竹田恒和 (日本オリンピック委員会会長) ●鏡開き ●乾杯：石原慎太郎 (東京都知事) ●激励メッセージ：ジャック・ロゲ (国際オリンピック委員会会長) シェイク・アハマド・ファハド (アジアオリンピック評議会会長) ●歓談：トークショー 皆川賢太郎、武田美保、大畑大介、浜口京子 祝賀メッセージ 堀 達也 (北海道体育協会会長) エレクトーン演奏 加曾利康之 ●終宴挨拶：福田富昭 (日本オリンピック委員会副会長)



## 記念シンポジウム東京会場の開催

平成22年度に福島、京都、広島の3会場で開催した地域シンポジウムの議論をまとめ、日本のスポーツの進むべき方向や取り組むべき方策を明らかにするため、その総括となるシンポジウムを東京で開催しました。また、本シンポジウムでは、これからの100年に向けた新たなスポーツ振興の指針となる「スポーツ宣言日本 ～二十一世紀におけるスポーツの使命」を森喜朗創立100周年記念事業実行委員会会長の進行のもと取りまとめ、採択しました。シンポジウムの詳細は以下のとおりです。

開催地	開催期日／会場	特別／基調講演	パネルディスカッション
東京会場	平成23年 7月15日(金) グランド プリンスホテル 新高輪 「飛天」  参加者数 1,332名	<p>&lt;特別講演&gt; 「オリンピックバリュー」 ジャック・ロゲ (国際オリンピック委員会会長)</p> <p>&lt;基調講演&gt; 「日本のスポーツ ～新たな挑戦～」 橋本 聖子(参議院議員・ 日本スケート連盟会長・ オリンピックメダリスト)</p>	<p>●テーマ：21世紀のスポーツとグローバル課題への挑戦</p> <p>●パネリスト 鈴木 寛(参議院議員・文部科学副大臣) 遠藤 利明(衆議院議員・元文部科学副大臣) 張 富士夫(日本体育協会会長) 竹田 恆和(日本オリンピック委員会会長) 小谷 実可子(元シンクロナイズドスイミング選手・オリンピックメダリスト)</p> <p>●コーディネーター 佐伯 年詩雄(学校法人タイケン学園スーパーバイザー大学設置準備担当)</p>



## 記念誌の発刊

日本のスポーツの夜明けから100周年までをまとめた「日本体育協会・日本オリンピック委員会100年史」を平成24年3月末に発刊しました。

- 第1分冊＝日本体育協会・日本オリンピック委員会の100年史
- 第2分冊＝加盟競技団体・都道府県体育協会等のあゆみ
- 第3分冊＝オリンピック競技大会、国民体育大会等各種競技大会記録の収録(DVD)
- 発行部数：2,500部



## 記念映画(DVD)の作製

「日本のスポーツ100年」の歴史をまとめた本編映像とそのダイジェスト版、および付録映像を収録したDVDを制作しました。

- タイトル：  
日本のスポーツ百年
- 作製枚数：  
日本語版3,000枚、英語版1,000枚  
(日本語版＝本編59分、本編ダイジェスト17分、付録映像)  
(英語版＝本編ダイジェスト)



## 功労者等表彰の実施

創立100周年を記念し、我が国のスポーツ振興において顕著な功績のあった方々を顕彰し、記念祝賀式典において表彰しました。

- 特別功労者 127名 / 功労者 5,640名
- 特別感謝状 1名 / 感謝状 232団体

## 記念切手の発行

「日本のスポーツ100年」の特殊切手が、平成23年7月8日に、郵便事業株式会社から発行されました。

- 種類：80円郵便切手(1シート10枚)
- 発行枚数：1,000万枚(100万シート)



# 東日本大震災復興支援事業を行いました

活動名	概要
「スポーツこころのプロジェクト」の実施	被災地へアスリートを派遣する「スポーツ笑顔の教室」および「スポーツ笑顔のメッセージ」を実施 ●小学5・6年生を対象とし、155コースの実施 ●日本オリンピック委員会、日本サッカー協会、日本トップリーグ連携機構との共催事業 (toto 助成事業)
日本赤十字社への災害義援金の寄付	●災害義援金の募集期間：平成23年3月18日～9月16日 ●加盟団体、本会役員等関係者および広く一般の方に対し募集 ●義援金を日本赤十字社へ寄付 (総額 8,442万9,605円)
都道府県体育協会組織基盤整備事業における被災県配分の新設	都道府県体育協会組織基盤整備事業に「被災地特別配分枠 (700万円/7道県)」を設け交付
本会および加盟団体の諸事業における冠の奨励	本会および加盟団体の主催事業等において下記冠名称を付記し、被災地への復興への啓発活動を実施 冠名称：「東日本大震災復興支援」 副題：「とどけよう スポーツの力を東北へ！」
国民体育大会に関する対応	開催県である山口県と連携し国民体育大会では以下の冠名称と副題とした 冠名称：「東日本大震災復興支援」 合言葉：「たちあがれ！東北 がんばろう！日本」 ●都道府県予選会やブロック国体への参加特別措置 (被災された県、もしくは避難先の県からでも参加可) の実施 ●国民体育大会における岩手県、宮城県、福島県選手団の参加負担金の免除 ●東北ブロック国体への開催費支援
見舞い金の交付	被災地域の県体育協会に対して見舞い金を交付 (青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉の各県体育協会に贈呈) (合計 2,100万円)
スポーツ用具等特別支援事業の実施	被災地のスポーツ少年団 (80市町村スポーツ少年団) や総合型地域スポーツクラブ (109クラブ) にスポーツ用具を配布 (toto 助成事業)

その他 ・スポーツ少年団および公認スポーツ指導者の登録料の免除措置  
・ウォームアップジャパン in 東北の実施

## スポーツこころのプロジェクト概要

「スポーツこころのプロジェクト」は、日本のスポーツ界が一丸となって、東日本大震災で被災した“全ての”子どもたちの“こころの回復”を支援するためのプロジェクトです。初年度となる平成23年度は、アスリートが夢先生として小学校を訪れ授業を実施する「スポーツ笑顔の教室」と、被災地のすべての児童にアスリートのメッセージを届ける「スポーツ笑顔のメッセージ」を実施しました。



### ① スポーツ笑顔の教室とは・・・

熱きこころを持ったアスリートが、夢先生 (P9) として被災地の小学校を訪れ、「遊びの時間」と「対話の時間」を通じて子どもたちにさまざまなメッセージを届けていきます。

「遊びの時間」では、体を動かして得られる達成感や、チームワークの重要性を、「対話の時間」では、夢先生自身の体験談から、困難を乗り越えるために必要なことや、そこで得られたことなどを子どもたちに届けています。夢先生と子どもたちが共に体を動かし、語り合うことで、子どもたちが笑顔や自信を取り戻し、自分自身の力や可能性について気づけるよう導いていきます。

初年度となる平成23年度は、小学校5、6年生を中心とした小学生を対象に実施しました。



実施回数：155回      実施小学校数：76校  
参加児童数：4,017人      夢先生：53人 (P9)

### ② スポーツ笑顔のメッセージとは・・・

「スポーツ笑顔の教室」を実施することができない小学校や子どもたちにも、アスリートのメッセージを届けるために展開しているプログラムです。スポーツこころのプロジェクトホームページに、一流アスリートからのメッセージ動画を掲載しています。また、平成23年度限定の取り組みとしては、被災地のすべての児童を対象に、現役で活動する10人のアスリートからのメッセージが書かれた「下敷き」を配布しました。



### ③ スポーツこころのプロジェクト実施対象地域

実施の対象地域は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 の6県。  
対象となる小学校は計538校です(内、76校にて実施)。

青森県	14校	三沢市(4校)、階上町(2校)、おいらせ町(2校)、八戸市(6校)
岩手県	116校	大船渡市(14校)、陸前高田市(9校)、釜石市(9校)、大槌町(5校)、宮古市(27校)、山田町(9校)、岩泉町(13校)、田野畑村(1校)、久慈市(19校)、洋野町(9校)、野田村(1校)
宮城県	138校	名取市(11校)、石巻市(43校)、東松島市(10校)、七ヶ浜町(3校)、多賀城市(6校)、岩沼市(4校)、山元町(5校)、女川町(3校)、南三陸町(5校)、松島町(3校)、亘理町(6校)、塩竈市(7校)、利府町(6校)、気仙沼市(21校)、仙台市(5校)

福島県	146校	新地町(3校)、相馬市(10校)、いわき市(74校)、南相馬市(16校)、浪江町(6校)、双葉町(2校)、大熊町(2校)、富岡町(2校)、楡葉町(2校)、広野町(1校)、飯館村(3校)、川俣町(6校)、葛尾村(1校)、田村市(17校)、川内村(1校)
茨城県	120校	ひたちなか市(20校)、大洗町(4校)、東海村(6校)、日立市(25校)、高萩市(5校)、北茨城市(12校)、鹿嶋市(12校)、神栖市(16校)、鉾田市(20校)
千葉県	4校	旭市(4校)

### ● 実行委員会組織体制



日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本サッカー協会および日本トップリーグ連携機構の4団体が協力し、スポーツ振興くじ(toto)の収益による助成を受けて、プロジェクトを推進しています。

### ● 夢先生

53人のアスリートが夢先生・アシスタントとして「スポーツ笑顔の教室」を行いました。



秋田 豊 サッカー	東 俊介 ハンドボール	小村 徳男 サッカー	式田 高義 サッカー	中川 善雄 ハンドボール	山下 芳輝 サッカー
片岡 安祐美 野球	有森 裕子 マラソン	川上 直子 サッカー	鈴木 徹 陸上	長塚 京子 テニス	山田 卓也 サッカー
谷川 真理 マラソン	泉 浩 柔道	川口 能活 サッカー	瀧本 誠 柔道	中西 永輔 サッカー	ヨーコ・セッターランド バレーボール
中村 真衣 水泳	市原 誉昭 フットサル	京谷 和幸 車椅子バスケットボール	田中 雅美 水泳	中山 麻紀子 チャリティーテイング	吉原 知子 バレーボール
野口 健 登山	岩本 勉 野球	熊倉 美咲 ボート	千葉 真子 マラソン	平瀬 智行 サッカー	アシスタント
宮下 純一 水泳	岩本 輝雄 フットサル	栗原 徹 ラグビー	都築 龍太 サッカー	水沼 貴史 サッカー	井手口 純 サッカー
山口 香 柔道	岡山 一成 サッカー	小島 智子 チャリティーテイング	鶴岡 剣太郎 スノーボード	宮澤 ミシエル サッカー	高田 保則 サッカー
ラモス 瑠偉 サッカー	尾川 智子 フリースタイル	相根 澄 フットサル	勅使川原 郁恵 スピードスケート	諸隈 直樹 バレーボール	中川 賀之 サッカー
	落合 真理 バレーボール	佐々木 則夫 サッカー	富平 辰文 K-1	安永 聡太郎 サッカー	平間 智和 サッカー
					法師 人美佳 サッカー

### スポーツこころのプロジェクト 会長 メッセージ

東日本大震災でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。一日も早い復興と皆様のご健康を強く願っております。また、被災地の復興支援に、さまざまな形で携わられている国内外の多くの方々に対しまして、改めて深く敬意を表したいと存じます。

この大震災により、私たちは、戦後、これまで経験したことのない困難に直面しました。この「スポーツこころのプロジェクト」は、「スポーツ界が一丸となって、少しでも被災された方々のお役に立ちたい」という私どもスポーツ関係者の強い思いから、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本サッカー協会、および日本トップリーグ連携機構の4団体が一致協力し、被災地の復興支援を目的とした事業として実施するものです。

大震災の爪痕はあまりに大きく、そして、その影響はより広い範囲に深いものとなっており、被災地の復興までには多くの労力と長い年月を要するものと思います。本事業はまだ決して大きなものではありませんが、当面5年間を目標に息長く取り組み、被災した子どもたちの「こころの回復」を支援することで、復興の一助になればと思っております。

そして、スポーツ界の力を集めたこのプロジェクトの活動が、被災地のみならず我が国全体の活性化に向けたムーブメントとして広がっていくことを希望しております。皆様のご指導・ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

スポーツこころのプロジェクト実行委員会会長  
日本体育協会会長  
張 富士夫



国民体育大会の開催

東日本大震災復興支援

# 第66回国民体育大会



～たちあがれ！東北 がんばろう！日本（東日本大震災復興支援 合言葉）～

## 第66回国民体育大会

- 山口県〔18市町（県外開催1市1町を含む）〕
- 平成23年10月1日（土）～10月11日（火）11日間
- 会期前実施（水 泳）：9月7日（水）、9日（金）～15日（木）8日間
- 実施競技：陸上競技など38競技（正式競技37 公開競技1）
- 参加者数：22,388名 選手・監督21,283名 本部役員1,105名
- デモンストレーションとしてのスポーツ行事
- 会場：山口市ほか計17市町
- 実施行事：少年少女スポーツ（少年サッカー）ほか計19行事
- 参加者数：9,681名
- 選手・監督6,780名
- 大会関係者2,901名

### 愛称

## おいでませ！山口国体

元気あふれる山口へ、ようこそ。  
全国から集う人々を、150万県民一人ひとりが温かくお迎えします。

### スローガン

## 君の一生けんめいに会いたい

力と技を競うアスリート、見守り応援する観客、大会を支えるボランティア  
みんなの一生懸命がきらめく、夢と感動にあふれる大会を目指します。

### マスコット



## ちよるる

山口弁の会話の語尾に使われる「ちよる」をアレンジしています。  
【ちよるるの形】頭は「山」、顔は「口」で山口を表現しています。  
【ちよるるの色】「おいでませ山口へ」の観光キャンペーンマークの3色で、山口の3つの魅力（グリーン：自然、オレンジ：味、レッド：歴史）を表現しています。

### 時代に即応した 魅力ある大会へ

国民体育大会（国体）は、昭和21年の第1回大会以来、多くのスポーツを愛する関係者のたゆまぬ努力と情熱に支えられ、充実、発展を遂げて参りました。

この国体を、より競技性の高い我が国最高の総合スポーツ大会として構築していくとともに、時代に即応した簡素な中にも魅力のある大会となるよう、様々な取り組みを進めています。

### ドーピング検査の実施

我が国最高の総合スポーツ大会としての意義と価値を保ち、大会をより厳正なものとするため、日本アンチ・ドーピング機構が主体となりドーピング検査を実施しています。平成23年度においては、188検体（冬季大会含む）を対象に検査が実施され、陽性が疑わ



れる事例はありませんでした。

## 国民体育大会(本大会)

第66回大会(本大会)を、昭和38年の第18回大会以来48年ぶりに山口県で開催しました。

山口市の維新百年記念公園陸上競技場で実施した総合開会式には、天皇后陛下のご臨席を賜りました。式典前演技では、約1,500名の山口県民により、「元気山口シンフォニー」をテーマに、山口の魅力をもつ3つの楽章に分け表現され、大会の開会を彩りました。

大会には、国内外の大会で活躍するトップアスリートが多数参加し、陸上競技成年女子100mでは、福島千里選手が日本記録に迫る走りにより大会新記録で優勝したほか、卓球競技では、地元山口県代表として参加した、ロンドンオリンピック代表の石川佳純選手や岸川聖也選手のレベルの高い戦いをひと目見ようと、入場制限を行うほどの観客が詰めかけるなど、各競技会場で熱戦が繰り広げられました。

軟式野球および弓道の両競技会には天皇后陛下のご臨席を賜るとともに、各競技会には宮様のお成りを賜りました。

すべての山口県民を対象に多彩なスポーツ活動を通じた生涯スポーツの定着を目指し、「デモンストレーションとしてのスポーツ行事」として、計19行事を実施しました。

冬季大会を含めた正式競技(40競技)の合計得点で競う総合成績は、開催地という大きな期待と重圧の中、県民の連日にわたる熱い声援を力に変え、地元山口県が男女総合・女子総合ともに優勝を果たしました。

山口市の維新百年記念公園陸上競技場で実施した総合閉会式には、秋篠宮同妃両殿下のお成りを賜るとともに、秋篠宮殿下より天皇杯を、同妃殿下より皇后杯が山口県に授与されました。式典の最後には、山口県から第67回大会の開催地・岐阜県に国体旗が引き継がれ、多くの感動と輝かしい成果をあげた第66回大会はその幕を閉じました。

### 第66回国民体育大会総合成績一覧

男女総合成績(天皇杯)			女子総合成績(皇后杯)		
順位	都道府県名	得点	順位	都道府県名	得点
1位	山口	2220.5	1位	山口	1089.5
2位	東京	2053.5	2位	東京	976.5
3位	愛知	1953.33	3位	岐阜	958.5
4位	岐阜	1669	4位	大阪	924
5位	大阪	1633	5位	愛知	846.5
6位	神奈川	1628.83	6位	千葉	830.5
7位	千葉	1612.5	7位	北海道	752.5
8位	埼玉	1546.5	8位	神奈川	741
9位	広島	1460.5	9位	兵庫	715
10位	北海道	1392.5	10位	福岡	698
11位	兵庫	1341.5	11位	埼玉	675.5
11位	福岡	1341.5	12位	広島	646
13位	京都	1299.5	13位	岡山	635
14位	岡山	1272	14位	京都	589
15位	長崎	1055.5	15位	静岡	563.5
16位	山梨	1012	16位	大分	540.5
17位	長野	983.5	17位	愛媛	540
18位	熊本	972.5	18位	長崎	532
19位	秋田	971	19位	山梨	531
20位	宮城	962.5	20位	石川	511
21位	群馬	961	21位	長野	507.5
22位	静岡	959	22位	栃木	498
23位	佐賀	957.5	23位	福井	496
24位	大分	953.5	24位	宮城	494.5
25位	愛媛	939.5	25位	群馬	492.5
26位	香川	925	26位	熊本	483.5
27位	栃木	920	27位	秋田	476
28位	宮崎	919	28位	新潟	471.5
29位	青森	913.5	29位	滋賀	469
30位	福井	891	30位	富山	466.5
31位	石川	877	31位	佐賀	465.5
32位	三重	858.5	32位	青森	440
33位	新潟	843.5	33位	山形	434.5
34位	滋賀	825	34位	鹿児島	432.5
35位	奈良	815.5	35位	香川	431.5
36位	茨城	802	36位	宮崎	413
37位	富山	798.83	37位	茨城	410
38位	鹿児島	777.5	38位	奈良	408.5
39位	沖縄	760.5	39位	岩手	390
40位	福島	727	40位	福島	387
41位	岩手	715	41位	鳥取	380
42位	山形	713	42位	沖縄	376
43位	和歌山	670	43位	高知	361.5
44位	鳥取	628	44位	三重	359
45位	島根	579.5	45位	和歌山	354
46位	高知	536.5	46位	島根	340.5
47位	徳島	525	47位	徳島	321

## あなたも国体に参加しよう!

国体に、選手として、運営スタッフとして、そして、観客として参加してみませんか?

詳しくは本会公式ホームページをご覧ください。

また、過去の大会の概要や今後の大会の開催予定も掲載しています。

過去の大会の競技記録も検索できます。有名選手等の記録を探してみてください。



日本体育協会(国民体育大会)

HP: <http://www.japan-sports.or.jp/kokutai/tabid/62/Default.aspx>





国民体育大会の開催

東日本大震災復興支援

# 第67回国民体育大会冬季大会



～とどけよう スポーツの力を東北へ！（東日本大震災復興支援 合言葉）～

## スケート・アイスホッケー競技会

●愛知県(名古屋市、豊橋市、長久手市)、岐阜県(恵那市) ●平成24年1月28日(土)～2月1日(水) 5日間 ●参加者数：1,711名 選手・監督1,416名 本部役員295名

第67回大会の幕開けとなる冬季大会スケート・アイスホッケー競技会を、スケート競技会(ショートトラック、フィギュア)とアイスホッケー競技会は愛知県の名古屋市、豊橋市および長久手市において、スケート競技会(スピード)は岐阜県の恵那市において開催しました。愛知県と岐阜県での同競技会の開催は、初めてとなりました。

スケート競技会のフィギュア種目には、小塚崇彦選手や鈴木明子選手らオリンピック経験者が出場するなど、各競技には強化指定選手や国際大会への出場実績のあるトップアスリートが参加し、随所に熱戦が繰り広げられました。

スケート競技会では、男女総合は北海道が7年連続50回目、女子総合は長野県が4年ぶり14回目の優勝を果た

しました。また、アイスホッケー競技会では、青森県が30年ぶり2回目の優勝を果たしました。







**スケート競技会**  
(ショートトラック、フィギュア)・  
**アイスホッケー競技会**

●愛知県(名古屋市、豊橋市、長久手市)

テーマ

**ゆめリンク愛知国体**

未来への夢をみて国体へ参加する選手と参加する選手の夢が皆、  
未来へ繋がっていく様をイメージしています。

スローガン

**描け リンクに きみの夢**

全国から愛知県に集う選手や仲間たちが技を競い、  
交流を深め、リンクに夢を創造し、未来を描いていく冬季国体となることを  
願う気持ちがこめられています。

シンボルマーク



一目で何が行われる大会かわかりやすく、また、覚えてもらいやすいマークとしました。  
3つの競技をピクトグラムで表し、国体マークを囲う形に配置しています。  
色は華やかなフィギュアスケートを赤色、スピード感あふれるショートトラックを黄色、力強いアイスホッケーを青色とし、各競技の魅力表現しています。

**スキー競技会**

- 岐阜県(高山市)
- 平成24年2月14日(火)~17日(金) 4日間
- 参加者数：1,792名 選手・監督1,487名 本部役員305名

スキー競技会は、岐阜県高山市において開催しました。岐阜県でのスキー競技会の開催は、平成8年の第51回大会以来、16年ぶり3回目となりました。

競技会には、過去3大会連続でオリンピックに出場している高橋大斗選手が秋田県代表として参加したほか、平成4年のアルベールビル、平成6年のリレハンメルと2大会連続してオリンピックの複合種目団体戦で金メ

ダルを獲得した荻原健司選手が、長野県代表として参加するなど、各年代のナショナルチームメンバーや話題性のある選手が多数出場しました。天候にも恵まれ、競技会は大盛況のうちに終了しました。

スキー競技会では、男女総合は新潟県が3年ぶり3回目の優勝を果たし、女子総合は秋田県が3年連続4回目の優勝を果たしました。

**スケート競技会(スピード)** ●岐阜県(恵那市)  
**スキー競技会** ●岐阜県(高山市)

愛称

**ぎふ清流国体**

美しい清流に恵まれた私たちのふるさと岐阜県。  
爽やかな川の流れるように、人々が出会い、  
絆(きずな)を深める舞台となることを願っています。

合言葉

**輝け はばたけ だれもが主役**

大会にかかわるすべての人々がキラキラと輝き、  
夢と感動を分かち合い、ともに未来をつくる国体にしていきます。

マスコットキャラクター



**ミナモ**

ミナモはキラキラした川の水面(みなも)に住んでいるキラキラの妖精です。元気いっぱいスポーツと自然が大好き。





日本スポーツマスターズの開催

# 国内唯一のシニア世代による 総合スポーツ大会 「日本スポーツマスターズ」



## 日本スポーツマスターズ2011石川大会

- 開会式(前夜祭)：平成23年9月16日(金)
- 競技会：平成23年9月17日(土)～20日(火・祝)  
※水泳競技は8月27日(土)・28日(日)  
※ゴルフ競技は9月14日(水)～16日(金)
- 実施競技：水泳、サッカー、テニス、バレーボール、バスケットボール、自転車競技、ソフトテニス、軟式野球、ソフトボール、バドミントン、空手道、ボウリング、ゴルフ(計13競技)
- 会場：金沢市、七尾市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達清水町、中能登町、能登町(計6市7町)
- 主催：公益財団法人日本体育協会、石川県、財団法人石川県体育協会

- 後援：文部科学省、公益財団法人日本オリンピック委員会、NHK、一般社団法人共同通信社
- 補助団体：財団法人 JKA
- オフィシャルスポンサー：株式会社アシックス、トップツアー株式会社、ミズノ株式会社
- 大会サプライヤー：株式会社セレスポ、株式会社北園銀行、北陸電力株式会社、
- 大会サポーター：株式会社小松製作所 粟津工場  
※大会の経費は、財団法人 JKA 補助金、企業協賛金、参加料および本会の負担金をもって充当しました。特に、大会の趣旨をご理解いただき、ご支援下さった財団法人 JKA、協賛企業各社に対しましては深く感謝申し上げます。

り広げられました。なお、大会への参加者数は競技役員、スポーツ教室や協賛事業への参加者数も含めると約17,000名でした。

11回目を迎えた本大会は石川県金沢市をはじめ県下6市7町の計30会場において開催されました。

日本スポーツマスターズは、スポーツ愛好者の中で競技志向の高いシニア世代(35歳以上)を対象とし、参加者が互いに競い合いながらスポーツに親し

むことで、生涯スポーツのより一層の普及・振興を図り、生きがいのある社会の形成と健全な心身の維持・向上に寄与するものです。

競技会は、水泳競技をはじめとした13競技を実施、全国から選手・監督7,850名が参加し、各競技で熱戦が繰





**参加者がお互いに交流・親睦を  
深め合った前夜祭的な開会式**

開会式はホテル日航金沢(金沢市)を会場に、参加者相互の親睦・交流を図ることを目的に前夜祭的な雰囲気を作り込んだ立食パーティー形式で実施しました。

全国から選手・監督、役員ら1,107名が参加し、シンボルメンバーとの語りや、選手間では互いに明日からの競技の健闘を誓い合うなど相互の交流の輪を広げられ、楽しいひと時を過ごしました。

**素晴らしく整備された競技会場で  
ハイレベルな競技会**

各競技会とも周到に整備された会場で、選手は日頃の練習の成果を遺憾なく発揮し、ハイレベルな競技が展開されました。観客からは盛んに声援が送られるなど、各競技会とも成功裡に終了することができました。

全国各地から参加された選手の皆様は、互いに健闘を称え、再会を誓い合うなど、生涯スポーツの一層の普及・振興を図るといふ本大会開催の目的に十分寄与したものとなりました。

**日本スポーツマスターズ2012  
高知大会の開催**

12回目となる2012高知大会は、高知県下5市1町計34会場において、平成24年10月19日～23日(ゴルフ競技は10月17日～19日)に開催されます(水泳以下全13競技を実施)

日本スポーツマスターズ2011参加者数一覧

競技名	男子	女子	合計
水泳	393	196	589
サッカー	334	—	334
テニス	144	144	288
バレーボール	816	645	1,461
バスケットボール	711	317	1,028
自転車競技	301	21	322
ソフトテニス	176	174	350
軟式野球	639	—	639
ソフトボール	893	536	1,429
バドミントン	161	183	344
空手道	432	102	534
ボウリング	126	124	250
ゴルフ	141	141	282
合計	5,267	2,583	7,850





### スポーツ指導者の育成

# スポーツ医・科学の知識を活かし、 スポーツを「安全に、正しく、楽しく」 指導できる指導者を養成しています

## 【優秀なスポーツ指導者の養成】

スポーツの普及と競技力の向上を総合的に推進するため、中央競技団体をはじめとする加盟団体等とともに、「公認スポーツ指導者制度(以下、「本制度」という)」に基づき、社会の要請に的確に答えることのできる責任あるスポーツ指導者を養成するための講習会を実施し、一定の基準を満たした方を公認スポーツ指導者として資格認定しています。

資格の種類は、本制度の基礎資格であるスポーツリーダー、各競技の普及から競技者の育成・強化にあたる競技別指導者(指導員、上級指導員、コーチ、上級コーチ、教師、上級教師)、競技者のコンディショニングやアスレ

ティックリハビリテーションを行うアスレティックトレーナー、競技者の栄養・食事に関する専門的なサポートにあたるスポーツ栄養士、総合的な体力づくりの指導にあたるフィットネストレーナーやスポーツプログラマー、幼・少年期の身体づくり・動きづくりの指導にあたるジュニアスポーツ指導員、スポーツ活動を医学的にサポートするスポーツドクター、総合型地域スポーツクラブ等を安定的・継続的に運営するために必要なマネジメント能力を有するクラブマネージャーとアシスタントマネージャーがあります。

公認スポーツ指導者は、スポーツ医・科学の知識と高い指導能力を生かし、年齢・性別・技能レベルなどの対象に合わせた指導にあたり、スポーツ活動を行う方々の様々なスポーツライ

フをサポートしています。

## 【資質向上のための研修と指導体制の確立】

公認スポーツ指導者に対しては、常に新しい情報を提供し、その知識・技能をさらに向上させることを目的とした研修事業を実施しています。

平成23年度には、45都道府県で研修会を開催し、11,908名が参加しました。また、年に一度全国の指導者が一堂に会する全国研修会も開催しています。この他に、公認スポーツ指導者制度の発展と指導者相互の連帯、資質・指導力の向上ならびにスポーツ指導活動の促進方策について協議することを目的として、全国スポーツ指導者連絡会議を開催しています。この会議では、最新情報の交換や指導活動現場における



課題に対する解決策について検討し、知識と情報の共有を図るとともに、全国各地で活躍する公認スポーツ指導者の活動を個々の活動にとどめず、組織化を進めることによりさらなる活動促進と社会的認知を高めることにも繋がっています。

### 指導者の活動推進

公認スポーツ指導者の利便性の向上、活用の促進を目指し平成22年度から開発に取り組んできました新登録管理システムが完成し、平成24年1月にプレ稼働を始めました。

新登録管理システムは、指導者が自身のステータスや研修会等事業の実施状況の確認、参加申し込みを出来るようにするなど、利便性に考慮した機能を備えたマイページを開設すると同時に、指導者と現場をつなぐマッチング機能を準備するなど、指導活動をより促進するシステムとなっています。

また、公認スポーツ指導者の認知度の向上を図るため、ポスターやパンフレットを作成し、都道府県体育協会、中央競技団体等を通じて、全国の公共スポーツ施設等に配布しています。

### 公認スポーツ指導者登録者数 (H23年10月現在)

スポーツリーダー	205,740
指導員	94,341
上級指導員	14,672
コーチ	12,989
上級コーチ	4,708
教師	3,758
上級教師	1,597
スポーツプログラマー	4,675
フィットネストレーナー	701
ジュニアスポーツ指導員	4,902
スポーツドクター	5,402
アスレティックトレーナー	1,595
スポーツ栄養士	65
アシスタントマネジャー	3,166
クラブマネジャー	230
計	358,541

### PUBLICATION

日本体育協会の出版物



### 「指導者のためのスポーツジャーナル」

スポーツ指導者向け情報誌「スポーツジャーナル」は、昭和51年の創刊以来、公認スポーツ指導者の皆様へ最新のスポーツ情報やスポーツ界の動向など提供していくことで、スポーツ指導者の資質の向上および国民スポーツの普及・振興を図ることを目的とし発行してきましたが、平成24年度から、本誌はスポーツ少年団の情報誌「Sport JUST」と統合し、新たな情報誌「Sports Japan」を発行することになりました。

これまで「スポーツジャーナル」をご愛読いただきました全国のみなさまに心からお礼を申し上げます。





スポーツ少年団の育成

# からだとこころを育む スポーツ少年団の活動意義が、 ますます高まっています



**【ひとりでも多くの少年・少女に  
スポーツの喜びを！】**

スポーツ少年団は、「ひとりでも多くの少年・少女にスポーツの喜びを！」「スポーツを通して、少年・少女のからだとこころを育てる組織を地域社会の中に！」との願いのもと、昭和37年、創設されました。平成23年度末現在では、全国に35,685の単位スポーツ少年団が登録されており、1,036,456人のメンバーが地域のなかで活動しています。

スポーツ少年団の活動内容は、野球や剣道、サッカー、バレーボールなどのスポーツ活動が中心ですが、キャンプやハイキングなどのアウトドア活動、絵画や合唱、郷土芸能などに取り組む文化活動、地域事業や行事への参加、ボ

ランティアなどの社会活動も行っています。特に、スポーツ少年団活動の基盤となっている地域社会における社会活動は重視され、少年・少女たちが立派な社会人となるための大切な体験活動として、大きな意味を持つものとなっています。

**【日本スポーツ少年団の  
組織と事業】**

日本体育協会の内部組織である日本スポーツ少年団(JJSA)は、全国の単位スポーツ少年団の登録を基盤として、市区町村スポーツ少年団および都道府県スポーツ少年団で構成された、我が国最大の青少年スポーツ組織です。

日本スポーツ少年団の展開する事業は、都道府県や市区町村スポーツ少年団と連携・協力して単位スポーツ少年

団や団員の活動を全面的にバックアップしています。

具体的には、各種指導者の養成・研修事業、ジュニアおよびシニア・リーダーの養成事業、全国およびブロックでのスポーツ少年大会や各種競技別交流大会、日独・日中青少年スポーツ交流などの国際交流事業、各種広報普及出版事業などに取り組んでいます。

**【スポーツを通して、子どもの  
“からだ”と“こころ”を健やかに】**

こころの病にかかり社会性を失う子どもが増え、悲惨な事件が数多く起きている現代、子どもの育つ環境の重要性があらためて問われています。ジュニア期にどんな環境にあっても自分を見失わず、力強く豊かに生きる力を育むことが、いま特に求められています。



そんな力を自ら培っていくために、スポーツは大きな役割を果たしています。

スポーツの原点は遊びや遊び心にあります。また、スポーツは感動や喜びをもたらし、やがては仲間たちとの連帯感や友情を育みます。体力や技術を高めようと意識したときには、努力の大切さを知り、耐える力を身につけます。

そして、厳しい競合と協調が求められているなかで仲間とともに成長し、豊かな感情を持ちながらも、自己規制力を持った人間性が確立されるのです。

また、そんな自らの力を養う場所は、生活と結びついた地域社会での子どもたちの集団による社会活動の場にあります。地域のなかで活動するスポーツ少年団は、からだもこころも発展途上にある子どもたちが健やかに育つ絶好の場といえるでしょう。

## 日本スポーツ少年団 創設50周年記念事業

日本スポーツ少年団は昭和37年6月23日に創設され、平成24年で50年を迎えます。その節目を、全国の団員、指導者をはじめとした関係各位と祝し、これからのスポーツ少年団の発展に向けて、日本スポーツ少年団創設50周年記念事業を実施いたします。

<主な内容>

- 記念講演・インタビュー / 式典：  
平成24年6月23日(土)
- 創設50周年記念誌発行：  
平成25年2月発行予定
- 功労者・優秀団等表彰
- 感謝状贈呈
- スポーツ少年団全国清掃・美化・交流活動 等

### 国内交流事業

#### 第49回全国スポーツ少年大会

- 岐阜県
- 平成23年8月5日～8日
- 351名

#### 第33回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会

- 北海道
- 平成23年8月5日～8日
- 248名

#### 第34回全国スポーツ少年団剣道交流大会

- 山梨県
- 平成24年3月25日～27日
- 384名

#### 第9回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会

- 山形県
- 平成24年3月24日～27日
- 706名

### 国際交流事業

#### 第38回日独スポーツ少年団同時交流事業

- [派遣]
- 平成23年7月20日～8月11日
  - 75名
- [受入]
- 平成23年7月22日～8月12日
  - 30名

#### 2011年日中青少年スポーツ交流事業

- [受入(団員)]
- ※東日本大震災により2011年度の団員受入は中止となりました。
- [受入(指導者)]
- 青森県・岩手県
  - 平成23年10月17日～26日
  - 9名

### PUBLICATION

日本体育協会の出版物



#### 「Sport JUST」

「Sport JUST」は、平成11年度の創刊以来、スポーツ少年団関係者をはじめとする多くの方々に支えられ、スポーツ少年団活動の広報普及と、次世代を担う子どもたちが豊かなスポーツライフを享受できる指導のあり方を提案する総合情報誌として発行してきましたが、平成24年度から、本誌は公認スポーツ指導者を対象に発行してきた「指導者のためのスポーツジャーナル」と統合し、新たな情報誌「Sports Japan」を発行することになりました。これまで13年間にわたり「Sport JUST」をご愛読いただきました全国のみなさまに心からお礼を申し上げます。





生涯スポーツの普及・振興

# 総合型地域スポーツクラブの育成を支援しています



## 総合型地域スポーツクラブの育成

総合型地域スポーツクラブは、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を早期に実現するため、地域住民の身近なスポーツ活動の場として期待されています。

平成9年度にスポーツ少年団を核としたクラブ育成モデル地区事業をスタートさせ、現在、スポーツ振興くじ助成によるクラブ創設支援事業、クラブ自立支援事業およびクラブマネジャー設置支援事業を展開しています。

## 総合型地域スポーツクラブ育成事業

平成16年度から文部科学省委託事業(平成16年度は委嘱事業)として「総

合型地域スポーツクラブ育成推進事業」を全国的に推進しています。平成23年度も、総合型クラブ育成支援体制の充実・強化に努め、都道府県体育(スポーツ)協会との密接な連携と協力のもと、総合型クラブ組織化の啓発とクラブの設立や活動および運営全般について支援を行うとともに、指導・助言を行うクラブ育成アドバイザー54名を委嘱配置しました。また、クラブ関係者が一堂に会する、ブロック別クラブミーティングを開催し、クラブの設立、運営における諸課題等を明らかにしながら問題解決に向けた糸口を探るための各種情報の共有化と、クラブ活動支援のためのネットワークの強化を図りました。

また、総合型クラブ創設に向けた活動を推進する総合型クラブ創設支援事業と、既に設立されたクラブの発展・充実を推進する総合型クラブ自立支援事業に加え、クラブのマネジメント強

化を図るためクラブマネジャーの配置を支援する総合型クラブマネジャー設置支援事業では、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成を得て全国的に展開し、各クラブ(平成23年度：創設支援160クラブ、自立支援477クラブ、マネジャー設置支援404クラブ)に対し支援を行いました。

さらに、総合型クラブで日々活動し



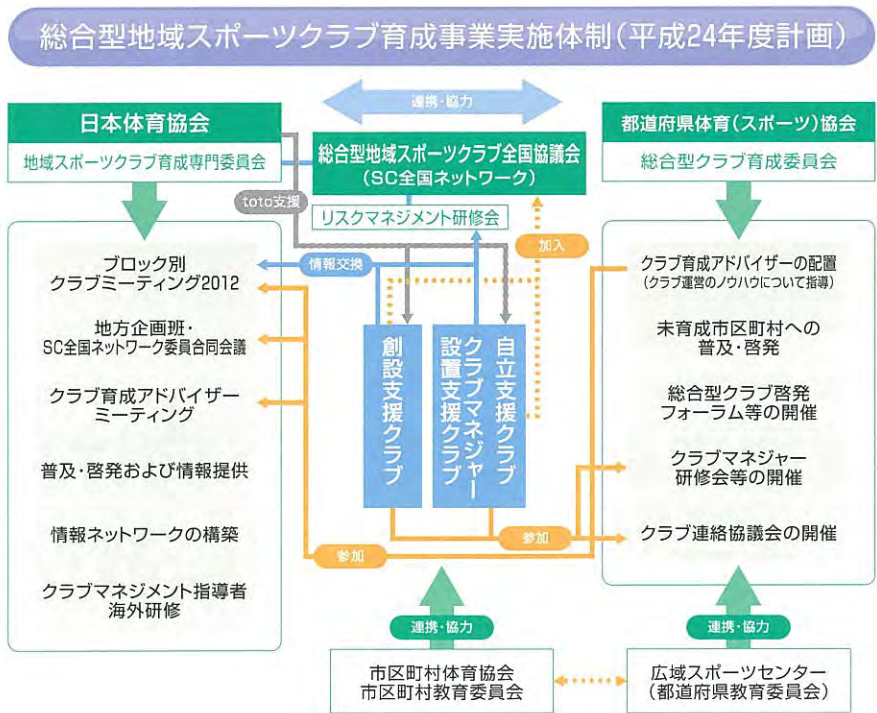




ているクラブマネージャー等15名を、ドイツ連邦共和国のノルトライン・ヴェストファーレン州に派遣しました。ドイツにおけるクラブ運営のノウハウや最新情報等を積極的に収集することで、今後の我が国地域スポーツクラブのさらなる充実・発展につながることを期待しています。

総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC全国ネットワーク)を構成する都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会は、平成23年度に47都道府県すべてに設立され、平成24年度は都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と連携し、総合型クラブ間の情報共有やクラブ間活動交流など、ネットワークづくりの促進に向けさらに積極的に取り組んでいきます。

なお、平成24年度におけるクラブ育成事業の実施体制は、次のとおりです。



## 役立つ情報満載！

ホームページによる情報提供

<http://www.japan-sports.or.jp/local/>

日本体育協会公式ホームページ内に「総合型地域スポーツクラブ」ページを開示しています。事業の詳細はもちろんのこと、全国に配置されたクラブ育成アドバイザーの紹介ページも公開しています。また、SC ステーション<sup>※</sup>と名付けたページはクラブ育成に役立つ情報が満載です。

※ SC：Sports Club (スポーツクラブ)を表す



## 総合型クラブ啓発資料

総合型地域スポーツクラブづくりに役立つ情報提供の一環として創設ガイドやDVDを作成し、広く関係機関へ配布しています。





生涯スポーツの普及・振興

# 健康で豊かな未来へ向けた スポーツ環境づくりに取り組んでいます

誰もが気軽にスポーツを  
親しめる生活を目指して

スポーツは、人類共通のすばらしい文化のひとつです。スポーツは、“からだ”を強くして健康を増進するだけでなく、爽快感や達成感、知的満足感、連帯感といった“こころ”を満たし、日常のストレスを解消する手助けをしてくれます。

近年“こころ”の安定と豊かさが求められるようになり、これからもスポーツを楽しむことの重要性はますます高まっていきます。特に“生涯スポーツ”の普及は、生きがいのある生活と活力のある社会づくりにとって大きな意義があります。

生活の中にスポーツを豊かに取り入れること、年齢や体力、目的に応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しめること、それが、“生涯スポーツ”です。

すべての人々がいつでも気軽にスポーツを楽しむことができるようなスポーツ環境づくりを推進しています。

生涯スポーツ・体力づくり  
全国会議の開催

文部科学省と、本会をはじめ各種団体で構成する実行委員会が主催して、公共団体、学校、総合型地域スポーツクラブなどの関係者、学者、ジャーナリス

トなど、スポーツ関係各界の人々が一同に会し、生涯スポーツ普及のための情報や意見を交換する全国会議を開いています。

「新たなスポーツ環境の創出に向けて」～スポーツに関わる当事者の責務・努力～をテーマに、平成24年2月10日、700人の参加を得て秋田県で行われました。





## 体育の日中央記念行事の実施

平成23年10月10日の体育の日に、国立スポーツ科学センターおよび味の素ナショナルトレーニングセンターにおいて、文部科学省、日本オリンピック委員会、日本レクリエーション協会、日本スポーツ振興センター等関係団体との共催により、「体育の日」中央記念行事／「子どもの体力向上キャンペーン」事業の中央イベントとして、「スポーツ祭り2011」を開催しました。

今回のイベントでは、参加・体験型のプログラムを数多く実施しました。

午前中にはオリンピックふれあい大運動会、ふれあいジョギング、体カテスト、おもしろスポーツ・ボート体験、おもしろ自転車コーナー、スポーツ科学ランド、アスリート食体験等、午後には各

競技団体の協力によるスポーツ教室等を開催し、多くのオリンピックやトップアスリートに協力いただき、子供たちにはスポーツの楽しさにふれる貴重な体験となりました。その他、地元北区・板橋区住民の方の協力によるイベント、地元団体によるマーチングバンドやチャリーディングなどのステージもあり、会場全体が盛り上がりました。

また、東日本大震災の影響により屋外でのスポーツ活動を制限されている福島県子ども達を招待し、「福島キッズスポーツ祭りツアー」や「復興支援ストリート」等を実施しました。

当日は小学生やその保護者、一般成人など13,090名が参加しました。

また、子どもの体力向上キャンペーン事業の一環として募集した、標語およびポスターの優秀作品を会場内に展示し、開会式で表彰しました。

## 全国スポーツ・レクリエーション祭の開催

スポーツやレクリエーションを多くの人に広め、楽しんでいただくことを目的に、文部科学省、開催県および関係団体との共催で「全国スポーツ・レクリエーション祭」を栃木県で開催しました。(11月5日～8日)

ゲートボールや壮年サッカー、綱引など、18の都道府県代表参加種目および10のフリー参加種目に10,700人が参加し、各会場で交流と友情の輪を大きく広げました。

なお、全国スポーツ・レクリエーション祭については、今回の栃木県での開催をもって閉幕となりました。



歓迎  
환영





スポーツによる国際交流

# スポーツという人類共通の文化を はぐくむために各国との交流事業を 推進しています

## 国境を越えてスポーツの 素晴らしさを分かち合う

アジア地域をはじめとした世界の人たちとのスポーツ交流を促進するために、韓国や中国をはじめとしたスポーツ交流事業や、アジア地域のスポーツ指導者研修事業を実施しています。日本をはじめ、世界中の人々が、いつでもどこでも笑顔でスポーツを楽しみ、健康で豊かな社会生活が送れる環境づくりをめざして、これからもさまざまな国際交流事業に力を注ぎます。

## 日韓スポーツ交流の実施 【日韓共同未来プロジェクト事業】

日韓スポーツ交流事業は、「2002年ワールドカップ・サッカー大会」の日韓共同開催決定を契機に、両国の親善と友好をより一層深め、さらにはスポーツ振興を図ることを目的として、幅広い年齢層を対象として平成9年から毎年実施しています。また、2002年

ワールドカップ・サッカー大会の成功を踏まえて、日韓両国による「日韓共同未来プロジェクト」が平成15年からスタートし、本事業もその指定を受けて、ますます拡大・充実が図られています。青少年交流事業を夏季と冬季にそれぞれ実施し、また成人交歓交流および地域交流推進事業を実施しています。

### 第15回青少年スポーツ夏季交流【派遣・受入】

派遣事業	
期 日	平成23年8月16日(火)~22日(月)
場 所	韓国・大田広域市
競技数・人数	5競技・218名(岩手県・奈良県の小・中学生および指導者)
受入事業	
期 日	平成23年8月16日(火)~22日(月)
場 所	岩手県
競技数・人数	5競技・215名(韓国の初等・中等部生徒および指導者)

### 第10回青少年スポーツ冬季交流【派遣・受入】

派遣事業	
期 日	平成24年1月15日(日)~21日(土)
場 所	韓国・ソウル特別市および江原道
競技数・人数	4競技・140名(北海道・新潟県の中学生および指導者)

### 受入事業

期 日	平成24年2月19日(日)~25日(土)
場 所	北海道・新潟県
競技数・人数	4競技・152名(韓国の中等部生徒および指導者)

### 第15回成人交歓交流【派遣・受入】

派遣事業	
期 日	平成23年5月19日(木)~25日(水)
場 所	韓国・仁川広域市 ※参加を予定していた韓国・国民生活体育大祝典の延期により仁川広域市で事業を実施しました。
競技数・人数	9競技・133名(栃木県の成人男女30歳~70歳・本部役員) ※東日本大震災の影響により規模を縮小して実施しました。

### 受入事業

期 日	平成23年11月4日(金)~10日(木)
場 所	栃木県 第24回全国スポーツ・レクリエーション祭に参加
競技数・人数	11競技・192名(韓国の成人男女30歳~70歳・本部役員)

※平成24年度からは日本スポーツマスターズにて韓国団を受け入れることとなります。

### 地域交流推進事業【都道府県体育協会委託事業】

派遣事業	19事業	359名
受入事業	5事業	80名



## 日・中スポーツ交流の実施

平成11年から日中両国の友好親善と両国スポーツのより一層の普及・振興を図ることを目的に相互交流が始まりました。中華全国体育総会の協力のもとに、両国成人スポーツ愛好者の交流をはじめ、各地域のスポーツ交流推進事業、国民体力テスト研究員交流事業や青少年スポーツ指導者・団員交流(P19に掲載)など4つの事業を実施しています。

### 2011年日中成人スポーツ交流事業

派遣事業	
期 日	平成23年6月26日(日)~7月1日(金)
場 所	中国・河南省鄭州市
競技数・人数	4競技・61名(愛媛県の成人男女30歳~65歳・本部役員)
受入事業	
期 日	平成23年12月2日(金)~7日(水)
場 所	愛媛県
競技数・人数	4競技・56名(中国の成人男女30歳~65歳・本部役員)
地域交流推進事業【都道府県体育協会委託事業】	
派遣事業	6事業 103名
受入事業	3事業 58名
国民体力テスト研究員交流事業(受入)	
期 日	平成23年11月18日(金)~24日(木)
場 所	広島県
人 数	7名

## 日・韓・中ジュニア交流競技会の開催

日・韓・中ジュニア交流競技会はアジア近隣諸国との青少年スポーツ交流を促進し、これを通じて相互理解を深め、さらには国際競技力の向上に資するため、平成5年から日本・韓国・中国による持ち回りで開催されています。参加選手は日本・韓国・中国それぞれの代表チームと開催地選抜の4チームからなり、高校生世代では珍しい複数競技による国際大会として開催しています。

### 日・韓・中ジュニア交流競技会

期 日	平成23年8月22日(月)~28日(日)
場 所	愛知県名古屋市 ほか
競技数・人数	11競技・982名(日本・韓国・中国・愛知県の各選手団員合計)

## アジア地域におけるスポーツ技術協力

平成23年10月26日(水)~11月2日(水)までの8日間、アジア地域における青少年スポーツの振興を目的として、アジア近隣諸国青少年スポーツ指導者研修事業を行いました。アジア近隣の14の国および地域から合計28名が参加し、東京都と静岡県においてプ

ログラムを実施しました。参加者は、スポーツクラブ活動の視察など、我が国における青少年スポーツ、生涯スポーツの現状についての研修や各国・地域の情報交換などを行いました。

## 国際スポーツ・フォア・オール団体との協力事業

国際スポーツ・フォア・オール協議会(TAFISA)の計画するスポーツ・フォア・オール運動の推進に、国内の生涯スポーツ3団体とともに構成する日本スポーツ・フォア・オール協議会(TAFISA-JAPAN)として協力しました。





スポーツ医・科学の研究

# 国民がスポーツを安心して 楽しめるように幅広い研究を 行っています

## 【アクティブ・チャイルド・プログラム の普及・啓発(第4年次)】

子どもの体力低下や運動をする子どもとしない子どもの二極化現象が問題視されて久しい中、本会では長年にわたってこの問題に取り組んできています。

平成20～22年度には、文部科学省委託事業として「子どもの発達段階に応じた体力向上プログラムの開発」事業を実施しました。これらの研究成果にもとづき、子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得するための運動プログラムとして、アクティブ・チャイルド・プログラム(ガイドブック& DVD)を作成しました。このアクティブ・チャイルド・プログラムでは、①子どもの体力・身体活動の現状や

からだを動かすことの重要性、②多様な動きを身につけることの重要性や動きの質のとらえ方、③遊びプログラムの具体例としてからだを使った運動遊びや伝承遊び、④身体活動の習慣化を促すアプローチとしてそのポイントや実践例という4つのテーマについて紹介・解説しています。

アクティブ・チャイルド・プログラムを実際の指導現場に普及させることを目的として、地域のスポーツ指導者や小学校教員等を対象とした講習会を全国9会場で開催しました。

## 【高齢者の元気長寿支援プログラム 開発に関する研究(第3年次)】

本研究は、高齢者の要介護化リスクを早期に判定できる評価尺度およびリスクを抱えた高齢者を支援するための

プログラムを作成することを目的としています。

高齢者の要介護化リスクを早期に判定できる評価尺度およびリスクを抱えた高齢者を支援するプログラムを作成するために、現在開発中のプログラムについて長期的な観点から実践効果を検証するとともに、このような評価法およびプログラムが地域に根づくための普及方法に関する検討を行いました。今後は、継続しやすく波及的効果が十分にもたらされるようなプログラム開発をさらに進めるとともに、地域に根ざした元気長寿支援システムの構築へと発展させていきたいと考えています。



## 日本におけるスポーツ外傷サーベイランスシステムの構築(第2年次)

欧米では、IOC や FIFA を中心に、スポーツ外傷・障害の原因を詳細に分析し、その予防につなげるための疫学的研究が活発化しています。平成19年の世界陸上大阪大会や平成20年の北京オリンピックにおいては、国際的な統一基準に基づいた外傷調査も積極的に行われました。

国民体育大会をはじめとする国内の主要競技会において、国際大会と互換性のある規格によるスポーツ外傷の調査を行い、国際的な基準と比較検討できるシステムの構築を目指しています。また、全国的なスポーツ外傷統計を公表するために、日本スポーツ振興センターおよびスポーツ安全協会と協力し、学校管理下・管理外におけるスポーツ災害のデータについての集計・分析を行いました。

## 日本体育協会創成期における体育・スポーツと今日的課題研究(第2年次)

「生涯スポーツ振興」、「オリンピック参加」、「学校体育の充実」、「スポーツによる国際交流」などに尽力した大日本体育協会の創設者である嘉納治五郎に関する文献を紐解きながら、現代のスポーツ振興に潜在する課題を明らかにすることを目的としています。

「国民体育とスポーツ」、「五輪招致と都市構築」、「帝都復興とスポーツ」、「柔道(武術性)とスポーツ」、「女子体育および女子柔道」などの視点から嘉納の「教育観」といった視点で嘉納の「体育・スポーツ観」を再検討しました。今後は、これらの成果を踏まえて、本会がその果たすべき役割やあり方をグローバルな視点から再考していくこととしています。

## 国体選手を中心としたドーピング防止教育・啓発事業

世界ドーピング防止機構(WADA)お

よび日本アンチ・ドーピング機構(JADA)が提唱するドーピング防止活動に賛同し、積極的にこの活動を行っています。

国体において厳正なドーピングコントロールを実施するとともに、国体選手を中心としたドーピング防止教育・啓発活動を実施しました。また、都道府県体育(スポーツ)協会と連携し、講習会などを通じドーピング防止についての理解を深め、その周知徹底に努めました。

## ドクターズ・ミーティングの開催

国体選手を対象とする医・科学サポートシステムの充実を図るため、国体開催時に各都道府県帯同ドクター、トレーナーや国体開催地の関係者などを集め、関連する情報提供や意見交換を行うことを目的としています。

ドクターズ・ミーティングでは、「おいでませ! 山口国体」における医療・救護体制について紹介しました。また、「JISSにおけるトレーニングサポート(国立スポーツ科学センター)」、「山口県における国体に向けた取り組み(山口県体育協会)」ならびに「日本におけるスポーツ外傷サーベイランスシステムの構築(日本体育協会)」をテーマとして取り上げ、情報提供・意見交換を行いました。

## 秩父宮記念スポーツ医・科学賞授与

スポーツの宮様として親しまれた秩父宮殿下と秩父宮家の名を永遠に語り継ぐため、スポーツ医・科学分野において顕著な功績のあった人に対して、秩父宮記念スポーツ医・科学功労賞およびスポーツ医・科学奨励賞を授与し、その功績をたたえています。

平成23年度第14回では、佐伯年詩雄氏が功労賞を、“日本サッカー協会男女ナショナルチーム医・科学サポートグループ”が奨励賞を受賞しました。

## PUBLICATION

日本体育協会の出版物



みんなで遊んで元気アップ!  
アクティブチャイルドプログラム



スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック  
定価(税込) 400円



JPN  
ドーピング・データベース  
出版社: (株)じほう  
定価(税込) 2,625円



アスリートのための  
栄養・食事ガイド  
出版社: 第一出版(株)  
定価(税込) 2,520円



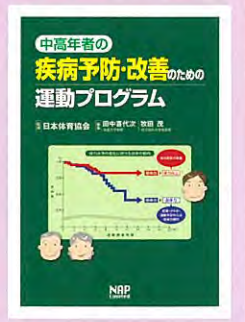
小・中学生の  
スポーツ栄養ガイド  
出版社: 女子栄養大学出版部  
定価(税込) 2,415円



アクティブチャイルド60min.  
~子どもの身体活動ガイドライン~  
出版社: (株)サンライフ企画  
定価(税込) 2,100円



中高年者の元気長寿のための  
運動プログラム  
出版社: (有)ナッパ  
定価(税込) 2,100円



中高年者の疾病予防・改善のための  
運動プログラム  
出版社: (有)ナッパ  
定価(税込) 2,310円



http://www.japan-sports.or.jp/



「Sports Japan」



「体協スポーツニュース」(上)と「体協フェアプレイニュース」

## 広報活動・スポーツ情報システムの充実

# ホームページや刊行物による スポーツ情報の公開を行っています

### 刊行物の発行

#### ●「SPORTS FOR ALL」

日本体育協会の諸事業を紹介するとともに、前年度の事業報告を掲載した広報パンフレットとして発行。加盟団体をはじめスポーツ関係者等へ配布し、広報ツールとしての活用を図っています。

#### ●「体協スポーツニュース」、 「体協フェアプレイニュース」

全国の公立小・中学校の生徒に向けて話題のスポーツ写真を掲載し、スポーツへの興味・関心を喚起する「体協スポーツニュース」と、スポーツを通じて育まれるスポーツ精神(フェアプレイ)について分かりやすい内容を掲載し、スポーツの価値を啓発する「体協フェアプレイニュース」を発行しています。(平成23年度から年14回発行)

#### ●新情報誌「Sports Japan」

平成24年度から、指導者のための「スポーツジャーナル」とスポーツ少年情報誌「Sport JUST」を統合し、さらに内容の充実を図り、豊かなスポーツライフをサポートする情報誌「Sports Japan」として新たに発行する運びとな

りました。全国のスポーツ現場で活躍するスポーツ指導者、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブをはじめとするあらゆるスポーツ関係者の皆様に向けて、有益でタイムリーな各種情報を発信していきます。

### オフィシャルホームページの公開等

日本体育協会が行っている諸事業を紹介するとともに、最新の情報をすばやくお知らせできるよう、オフィシャルホームページを公開しています。

平成24年4月3日から全面リニューアルを行い、広く一般の方々が利用しやすい機能を追加し、内容の充実化を図りました。(国体・マスターズ大会の記録集(過去1回大会から掲載)やスポーツドクターやスポーツ少年団協力弁護士検索機能、各種イベントの写真集等)

### スポーツ情報システムの充実

加盟団体・関係者との間で、スポーツ少年団や国体の参加申込システム、指導者マイページ(平成24年2月公

開)等をオンライン上で行うための基幹システムである「スポーツ情報システム」の運営を行っています。平成25年度から第4期情報システムの改修を行う予定です。今後とも、システムの簡素・効率化およびセキュリティの確保に努め、各種事業が円滑に実施されるよう本システムの一層の活用について検討を行っていきます。

### 日本体育協会資料室の運営

日本のスポーツの歴史を伝える貴重な書籍はもちろん、関係機関から寄贈される書籍も多数保管されています。加盟団体やマスコミの方をはじめ、一般の方々も閲覧することが可能です。ぜひ、ご利用ください。(※貸出はございません)

#### 公開日等のご案内

- 場所：日本体育協会(岸記念体育会館地下1階)
- 公開日：毎週月～水曜日(祝日の場合はお休み)
- 公開時間：午前10時～12時、午後1時～4時





日本スポーツグランプリ

## 長年にわたりスポーツを実践し、 広く国民に感動や勇気を 与えた方々を表彰しています

### 日本スポーツグランプリ の授与

長年にわたりスポーツを実践するとともに、広く国民に感動や勇気を与え、顕著な功績をあげられた中高年齢層の個人又はグループに対して、日本スポーツグランプリを授与し、その功績をたたえ、より一層の生涯スポーツ振興の醸成に資することを目指しています。

本賞は平成18年度に制定され、70歳以上で50年以上の長きにわたるスポーツ実践者、当該年齢層の世界記録を樹立した方、前人未到の偉業を成し遂げた方など、生涯スポーツ社会の実現を自ら体現している方々に対して授与しており、国民体育大会役員懇談会において表彰式を実施しています。

### 第6回(平成23年度)受賞者

氏名	性別	年齢	居住地	主な競技名	活動年数	顕彰対象区分
大山 富子	女	82歳	奈良県	陸上競技	65年	(1)
瀬藤 進一	男	93歳	神奈川県	サッカー	80年	(1)
在間 弘	男	86歳	北海道	バスケットボール	58年	(1)
浅山 清	男	84歳	愛知県	ラグビーフットボール	56年	(1)
武安 義光	男	90歳	東京都	剣道	78年	(1)
渡邊 美江子	女	85歳	静岡県	テニス	62年	(1)
江藤 栄子	女	80歳	福岡県	剣道、弓道、柔道	63年	(1)
山本 新吾	男	80歳	大阪府	水泳	69年	(2)
古賀 弘	男	74歳	長野県	ウエイトリフティング	50年	(3)

\*年齢・活動歴は受賞時のものです。

\*対象区分 (1)当該スポーツを長年にわたり実践している個人又はグループ

(2)当該年齢層において世界記録等を樹立した個人又はグループ

(3)当該スポーツにおいて顕著な実績を挙げた個人又はグループ

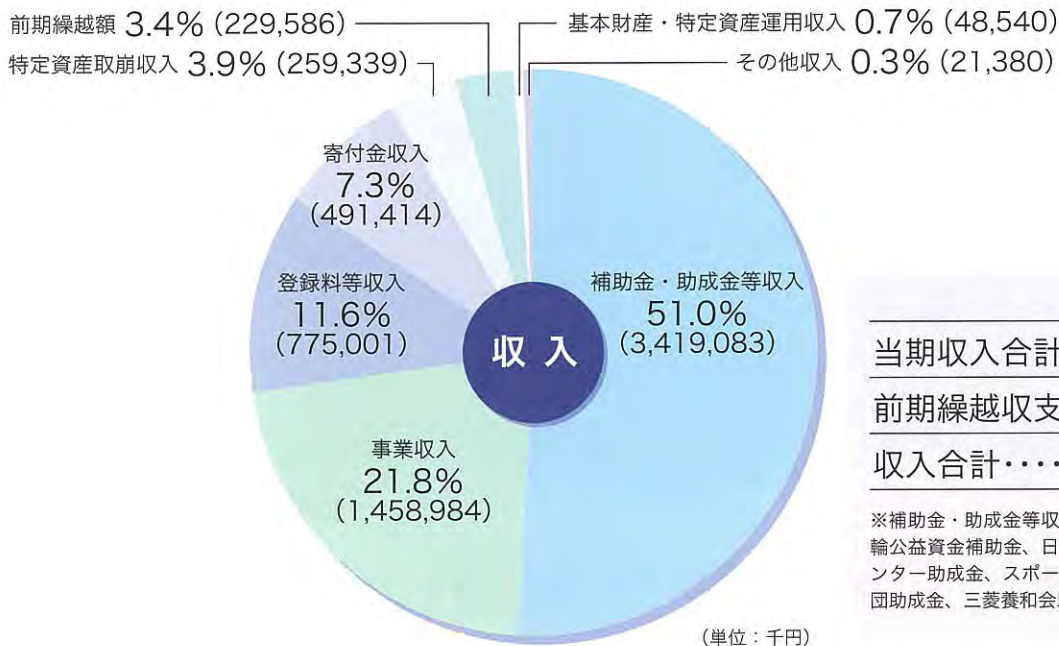
### 受賞者数

第1回(平成18年度)	7名
第2回(平成19年度)	7名
第3回(平成20年度)	7名
第4回(平成21年度)	9名
第5回(平成22年度)	9名
第6回(平成23年度)	9名
合計	48名



# 日本体育協会の収入と支出

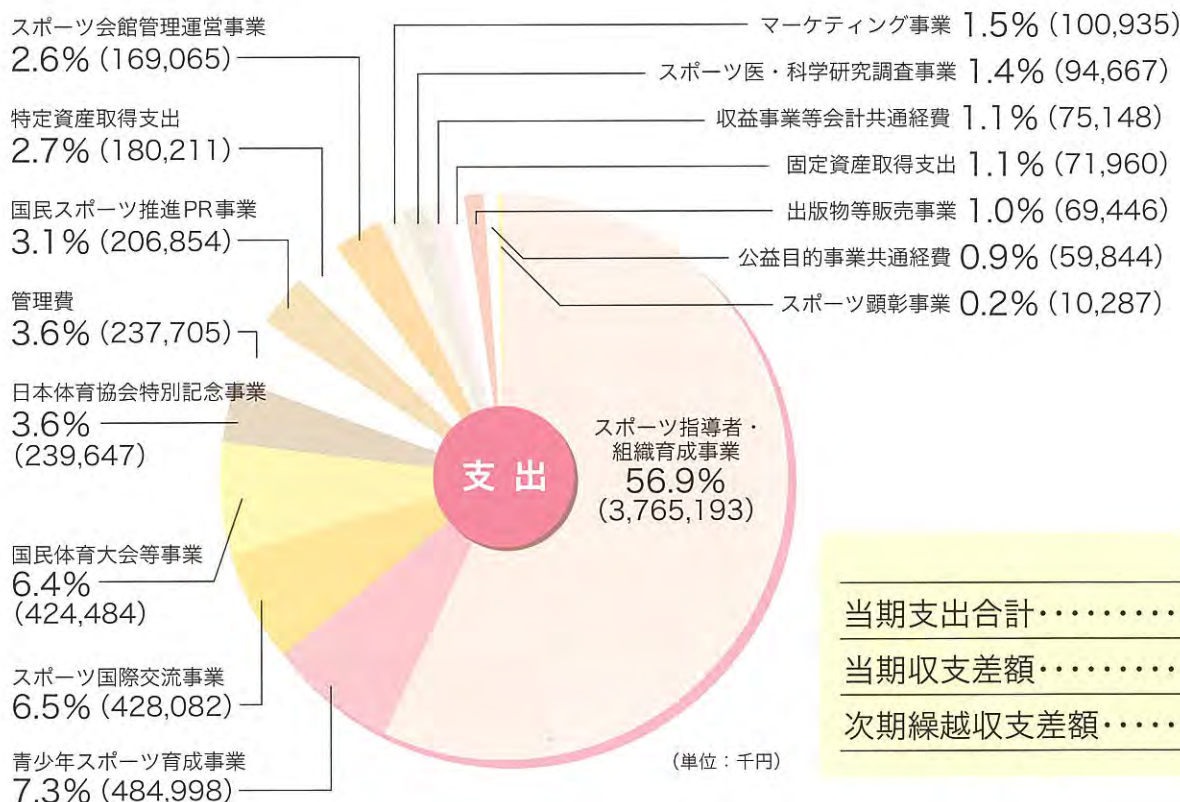
国民の“こころ”と“からだ”の健全な発育をうながすスポーツは、明るく豊かで、活力に満ちた社会を創るためにも大きな役割を果たしています。このように、スポーツによる交流の促進や心身の健康の促進などによる生涯スポーツ社会の実現こそ、日本体育協会のテーマです。日本体育協会は、スポーツがもつ可能性を最大限に引き出すためにさまざまな事業を展開しています。ここに、平成23年度における日本体育協会の収支報告をさせていただきます。



(単位：千円)

当期収入合計	6,473,743
前期繰越収支差額	229,586
収入合計	6,703,330

※補助金・助成金等収入は、国庫補助金、文部科学省委託金、競輪公益資金補助金、日本馬主協会連合会助成金、スポーツ振興センター助成金、スポーツ安全協会助成金、ミズノスポーツ振興財団助成金、三菱養和会助成金から成っています。



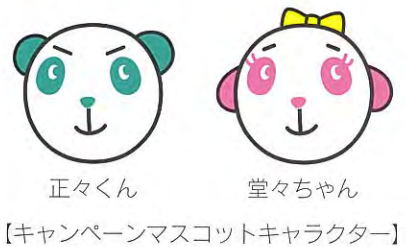
(単位：千円)

当期支出合計	6,618,533
当期収支差額	△144,790
次期繰越収支差額	84,796

※千円未満切り捨て

財務諸表等については本会 HP に掲載しています。

# 「フェアプレイで日本を元気に」 キャンペーン



## フェアプレイで 日本を元気に

日本体育協会は、社会におけるスポーツの価値をもっと高めていくこと、スポーツの力で日本を元気にすることを目的に「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーン展開しています。

本キャンペーンは、「フェアプレイで日本を元気に」を合言葉に「あく

しゅ、あいさつ、ありがとう」という具体的な行動を通じて、日本社会を元気にしていく取り組みです。

## 目指せ100万人の フェアプレイ宣言者

スポーツを通じて育まれる「フェアプレイ」は社会を元気にする人づくり、地域づくり、国づくりに必ず貢献できると信じています。この主旨に賛同

していただける方々に「フェアプレイ宣言」をしていただいています。一つひとつの行動は小さなことかもしれませんが、みんなが少しずつ続けることによって、大きな流れが生まれます。はじめは数人の「フェアプレイ宣言」が平成28年には100万人へと広がることを目標としています。

## フェアプレイには2つの意味があります。

フェアプレイ  
宣言者数  
**2,876名**  
(平成24年3月31日現在)

行動としての  
フェアプレイ



フェアプレイ精神  
(フェアな心<魂>)

### 行動としてのフェアプレイ

ルールを守る、審判や対戦相手を尊重する、全力を尽くす、勝っても驕らず、負けてもふてくされたりしないなど、行動に表れるフェアプレイのこと。

### フェアプレイ精神

スポーツの場面に限らず日常生活の中でも、自分の考えや行動について善いことか悪いことかを自分の意志で決められること。

自分自身に問いかけた時に、恥ずかしくない判断ができる心(魂)のこと。

行動としてのフェアプレイは、誰が見ても善いと思われる行為です。一方、フェアプレイ精神は心のあり方によるものですから、他人からは見ることはできません。

しかし、行動と精神は切り離せないもの。

だからこそ、この2つのフェアプレイは、スポーツを真に楽しむ上で欠かせないものなのです。

このフェアプレイの行動そして精神を、世の中に広げ浸透させることが、「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンの大きな目標です。

### ● あくしゅ、あいさつ、ありがとう

フェアプレイ宣言

私は、スポーツを愛する者として、何ごとにも全力で取り組み、精神・肉体ともに成長させることに努めます。

そして、フェアプレイを通じて思いやり、誇り、努力、勇気を最大限に発揮し、その力を人に、地域に、社会のために生かしていきます。

そのための具体的な行動として、あくしゅをする、あいさつをする、ありがとうと言う、の3つを実践していくことを宣言します。

正太くん 堂々ちゃん

公益財団法人 日本体育協会

# 日本体育協会所有標章

日本体育協会が所有する標章は、下記のとおりです。加盟団体および地方公共団体等のスポーツ振興事業の際には無償で、商業利用に際しては、別に定める手続きにより有償でご使用いただけます。いずれも、事前に本会への申請が必要です。ぜひご活用下さい!!

●本会ホームページによる標章利用ご案内 <http://www.japan-sports.or.jp/about/tabid/159/Default.aspx>

日本体育協会マーク スポーツフォアオールマーク 「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンマーク 「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンマスコットキャラクター



国民体育大会マーク

競技別シルエット



国民体育大会に関する文字標章

国民体育大会™  
国体™

NATIONAL SPORTS FESTIVAL™

全42種類

スポーツ少年団マーク

スポーツ少年団SHIPSマーク

スポーツ少年団 アイキャッチャー



全24種類

日本スポーツマスターズマーク

競技別ロゴマーク



日本スポーツマスターズに関する文字標章

日本スポーツマスターズ™  
SPORTS MASTERS JAPAN™

全13種類

地域スポーツクラブ SC マーク

公認スポーツ指導者マーク



日本スポーツグランプリ文字標章

日本スポーツグランプリ™

## 日本体育協会へのご案内



**SPORTS  
FOR ALL  
2012**

発行日 平成24年6月25日  
発行 公益財団法人日本体育協会  
〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館  
TEL03-3481-2200  
編集・デザイン・印刷 広研印刷株式会社

日本体育協会は、下記の補助・助成団体及びJASAスポーツ・アクティブ・パートナー・プログラムのパートナー各社からの多大なご支援により、本会諸事業を推進しています。

平成23年度 補助・助成団体、企業等	
	<b>財団法人 JKA 補助事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民体育大会実施事業</li> <li>日本スポーツマスターズ実施事業</li> <li>シニア・リーダースクール実施事業</li> <li>情報誌「Sport JUST」発行事業</li> <li>日独スポーツ少年団同時交流事業</li> <li>スポーツ少年団交流大会事業</li> <li>スポーツ指導者育成事業(スポーツリーダー養成講習会)</li> <li>スポーツ科学研究事業</li> </ul>
	<b>日本馬主協会連合会 助成事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年健全育成事業</li> <li>スポーツ情報システム構築事業(本会ホームページ)</li> <li>国民体育大会支援事業</li> </ul>
	<b>スポーツ振興基金 助成事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ少年団の全国競技別交流大会(軟式野球/剣道/バレーボール)</li> </ul>
	<b>スポーツ振興くじ(toto) 助成事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合型地域スポーツクラブ創設支援事業</li> <li>総合型地域スポーツクラブ自立支援事業</li> <li>総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業</li> <li>日体協・JOC100周年シンポジウム実施事業</li> <li>スポーツ少年団指導者全国研究大会実施事業</li> <li>日本体育協会公認アスレティックトレーナー(AT)育成事業</li> <li>日本体育協会公認クラブマネジャー育成事業</li> <li>スポーツ少年団認定育成員研修事業</li> <li>日本体育協会公認スポーツドクター養成事業</li> <li>スポーツ指導者情報誌(スポーツジャーナル)発行事業</li> <li>スポーツニュース配信事業</li> <li>国民体育大会ドーピング検査事業</li> <li>ドーピング防止教育・啓発事業</li> <li>クラブマネジメント指導者海外研修事業</li> <li>東日本復興支援スポーツこころのプロジェクト笑顔の教室</li> <li>東日本復興支援スポーツ用具等特別支援</li> <li>東日本復興支援ウォームアップジャパン in 東北</li> </ul>
	<b>公益財団法人スポーツ安全協会 助成事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ少年団ブロック交流大会事業</li> <li>総合型地域スポーツクラブ連携支援事業</li> </ul>
	<b>公益財団法人ミズノスポーツ振興財団 助成事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本体育協会に対する助成</li> <li>ブロック別総合体育大会(ブロック国体)に対する助成</li> <li>日本スポーツマスターズ2011(石川)に対する助成</li> <li>総合型地域スポーツクラブ育成、普及に対する助成</li> <li>「体育の日 中央大会」に協賛</li> <li>日本体育協会創立100周年記念事業に対する助成</li> <li>総合型地域スポーツクラブ育成推進協議会に対する助成</li> <li>「生涯スポーツ・体力づくり全国会議2012」への開催協力</li> </ul>
	<b>公益財団法人三菱養和会 助成事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国スポーツ指導者連絡会議に対する助成</li> </ul>

## 平成23年度 JASA スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラム協賛社

### オフィシャルパートナー



### オフィシャルサプライヤー



スポーツは、なぜ楽しいのか。  
スポーツは、なぜ気持ちいいのか。  
スポーツは、なぜ夢中にさせるのか。  
スポーツは、なぜ感動を呼ぶのか。

ただ勝利することだけが成功であり、喜びであるなら、  
人々は、これほどまでスポーツを必要とはしないはず。  
強くなること、うまくなることだけが、目的であるなら、  
人々は、これほどまでスポーツに打ち込んだりしないはず。

スポーツは一人ではできない。  
いっしょに切磋琢磨する仲間がいる。  
同じ目標に向かってしのぎを削り合う対戦相手がいる。  
そして、審判や応援してくれる人達、  
さらには環境を整えてくれる人達も欠かせない存在だ。

スポーツをする。試合をする。  
そこには、自分自身の努力がある。  
チームメイトと築いた信頼がある。  
対戦相手への敬意がある。  
支えてくれる人達への感謝がある。

これらは人格をつくることにおいて、なくてはならないとても大切なものだ。  
そして、これらこそが、フェアプレイの真ん中にあるものだと、私たちは考える。  
スポーツが楽しく、感動を呼び、気持ちよく、夢中にさせるのも、  
このフェアプレイの気持ちがあるからこそだ。

私たち日本体育協会は、  
すべてのスポーツにおいてフェアプレイを浸透させ、  
実践させる活動に力を注いでまいります。  
フェアプレイは、子供や若者を成長させます。  
彼らのまわりの人、彼らの住む地域を活気づけます。  
そして、きっと、日本を元気にする力になれると信じています。

フェアプレイで  
日本を元気に

あくしゅ、あいさつ、ありがとう



みんなでスポーツを!

**SPORTS**  
for all

わたしたちは、「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンを応援しています。



LAWSON LOTTE SUNTORY

<http://www.japan-sports.or.jp/> 公益財団法人 日本体育協会



アクセスして、ぜひ「フェアプレイ宣言」をしてください。

フェアプレイ体協 検索

## 日本体育協会スポーツ憲章

この憲章は、公益財団法人日本体育協会（以下「本会」という。）の目的とする国民スポーツの振興を図るため、スポーツ精神を育むとともに、本会加盟団体の使命・役割及び本会の加盟競技団体における競技者規程等を定めるための基準を示したものである。

「スポーツ精神」とは、自らスポーツを行うことに意義と価値をもち、スポーツの競技規則、スポーツマンシップやフェアプレーに代表されるマナー、エチケットなどのスポーツ規範に基づき、生涯を通じて自己の能力・適性等に応じて、主体的・継続的にスポーツの楽しさや喜びを味わうことを意味するものとする。

### 第1条 スポーツの意義

スポーツは、人々が楽しみ、より充実して生きるために、自発的に行う身体活動である。生涯を通じて行われるスポーツは、豊かな生活と文化の向上に役立つものとなる。

### 第2条 スポーツを行う者の心得

- スポーツを愛し、楽しむために、自発的に行う。
- 競技規則はもとより、自らの属する団体の規則を遵守し、フェアプレーの精神を尊重する。
- 常に相手を尊重しつつ、自己の最善を尽くす。
- アンチ・ドーピングに関する規程を遵守する。

### 第3条 加盟団体の使命・役割

本会加盟団体は、この憲章の趣旨に沿って、スポーツの健全な普及・発展をはからなければならない。

### 第4条 憲章の適用

この憲章は、本会加盟団体に対して適用されるものである。なお、本会の加盟競技団体の登録競技者に対する規程は、当該団体はその責任において設けるものとする。

## 第5条 競技者規程の制定

本会の加盟競技団体は、この憲章に基づき独自の競技者規程を制定するとともに、その規程を本会に届け出なければならない。

## 第6条 加盟団体の役員

本会加盟団体の役員は、常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるよう行動しなければならない。

### 附則1

この憲章は、「アマチュア・スポーツのあり方」及び「日本体育協会アマチュア規定（昭和22年4月2日施行、昭和32年12月4日第1次改正、昭和46年1月1日第2次改正）をもとに改正し、昭和61年5月7日から施行する。

### 附則2

1. この憲章は、平成20年9月10日から施行する。
2. 但し、平成20年9月10日施行以前の「日本体育協会スポーツ憲章」の内容を特に必要とする団体については、第2条に次の事項を含めることができるものとする。
  - スポーツを行うことによって、自ら物質的利益を求めない。
  - スポーツによって得た名声を、自ら利用しない。

### 附則3

1. この憲章は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。



## 公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における 倫理に関するガイドライン

平成16年4月1日制定

平成23年4月1日改定

### < 趣 旨 >

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

公益財団法人日本体育協会(以下「本会」という。)及び加盟団体は、我が国のスポーツの普及振興を図っていくという高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、その使命を担っている。

したがって、所属する役・職員はもとより、監督、コーチ、審判員、登録競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することが求められる。

しかしながら、近年、加盟団体及び所属関係団体において、人道的問題(指導者の競技選手に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなど)あるいは補助金などの不適切な処理又は横領など、訴訟にも及ぶ問題が発生していることは、誠に憂えるべき事態であるとともに、自らの組織団体においても十分な留意が必要である。

このような状況をも十分に考慮し、本会及び加盟団体においては、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていく必要がある、そのために必要な倫理に関する諸事項をガイドラインとしてまとめたものである。

本会及び加盟団体においては、役・職員、公認スポーツ指導者(監督、コーチを含む)、主催・共催など関連するスポーツ競技会・行事などに携わる審判員をはじめとする運営関係者及び登録競技者等を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、次の各事項に照らし、早期に必要な規定の整備を図ることが望まれる。

### I. 人道的行為に起因する事項

#### 1. 身体的・精神的暴力(バイオレンス)行為等について

役・職員をはじめ監督、コーチ等現場指導者に対しては、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底することが求められる。

(1) 組織の運営又はスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。

特に監督・コーチ等の指導的立場にある者は、競技者等への指導の際、暴力行為と受け取られるような行いには十分留意すること。

(2) スポーツを行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力行為(直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等)を行うことは、厳に禁ずる。

## 2. 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

当該団体の役・職員、監督、コーチ等現場指導者及び登録競技者等に対しては、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

(1) 安易に性的言動、表現を行うことは、厳に慎むこと。

(2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。

(3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになることを認識すること。

(4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して「不快である」旨を、はっきりと意思表示をすること。

(注意…無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。)

## 3. アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

監督、コーチ等指導的立場にある者はもとより、登録競技者等に対して、徹底した啓発活動を行っていくこと。

(1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。

国民体育大会のドーピングコントロール検査実施を契機に、本会及び加盟団体においては、これまで以上にアンチ・ドーピングの教育・啓発活動の積極的な展開を図ること。

- (2)本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品などによっては、ドーピングの対象薬物が含まれている場合もあるため、競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。
- (3)麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
4. 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等の関係の在り方について  
相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めること。
- (1)役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
- (2)役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等をスポーツ競技会・行事などに携わる関係者及び競技者等に与えないこと。
- (3)プライバシー(個人的人権)の問題については、役員・監督・コーチ・審判員等指導的立場にある者及び競技者等がそれぞれ十分配慮すること。

## II. 不適切な経理処理に起因する事項

### 1. 経理処理について

本会及び加盟団体は、公的な組織であることを認識し、“公益法人会計基準”に基づく基準(経理処理)を作成し、その基準及び各団体の経理規程に則り正しい経理をするとともに、内部牽制組織及び監事並びに外部監査人による監査体制を確立しておくこと。

- (1)補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと。

(2) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役・職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるようにすること。

## 2. 不正行為について

次に示すような行為は、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

(1) 組織内・外の金銭の横領など

(2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供

(3) 組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為

(4) 組織内・外における不適切な指導又は監査

## Ⅲ. 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項

本会及び加盟団体は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うこと。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

## Ⅳ. その他、一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す対象者は、特に、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

### ガイドラインに基づく基本的な整備事項等

本会加盟団体は、本「ガイドライン」に基づき、以下の事項について整備を図ることとする。

(1) 倫理に関する規程の整備

本会役・職員倫理規程を参照のうえ、加盟団体における倫理に関する規程の作成や改定等の整備を図ることとする。

(2) 倫理委員会の設置(同委員会規程の整備)

(3) 不祥事予防のための意識啓発活動等の実施

本ガイドラインは、身体的・精神的暴力(バイオレンス)行為やセクシュアル・ハラスメント等について明記しているが、それぞれの事項の予防対策については、次の例を参考に考慮すること。

〈 例 : セクシュアル・ハラスメントの予防対策について 〉

- ・ 方針明確化のための方法……方針については、諸規則等に明確に規定する。
- ・ 意識改革・啓発のための方法……各種大会・行事等の参加者等への指導徹底、研修会の実施、ビデオ・パンフレット・手引き等の作成、機関誌への掲載、アンケートの実施等による意識啓発活動を行う。
- ・ 相談・苦情窓口の設置のための方法……相談窓口や相談電話等の設置、専門担当者の配置、組織外の専門機関への委託等による対応窓口を設置する。また、その設置についての周知徹底をパンフレット等により図る。
- ・ 事後の対応方法……役・職員人事担当、相談窓口、苦情処理委員会、顧問弁護士、カウンセラー等による事後の対応を図る。

(4) 不祥事発生後の処理

加盟団体は、不祥事が発生した場合、当該団体が定める倫理規程に基づき迅速かつ適切な処理を行うこと。その際、発生事案の重要性によっては、その内容と経過等について、本会に速やかに報告を行うこと。

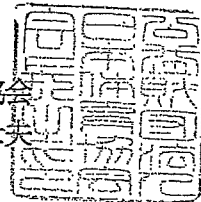




第24回体協総務発第231号  
平成25年1月21日

加盟（準加盟及び協力）団体代表者 殿

公益財団法人日本体育協会  
会長 張 富士夫



## スポーツ指導者の指導対応について（通知）

平素より本会諸事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、既にご承知のことと存じますが、昨年12月、大阪市立高校2年生男子生徒が所属するバスケットボール部顧問の男性教諭から体罰を受けた翌日に自殺したという報道がありました。

これら一連の報道により、青少年スポーツ指導の現場において、「体罰」という暴力行為が日常的に行われていた現状が明らかになってきました。

本会及びJOCにて公表した「スポーツ宣言日本」において、「スポーツに携わる者は、自らの尊厳を相手の尊重に委ねる相互尊敬であるというスポーツの価値を自覚すること」と謳われており、文化としてのスポーツの重要性を提言しております。

また、本会では「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を制定し、スポーツ指導者をはじめとするスポーツ関係者の身体的・精神的暴力行為等を禁止するとともに、加盟団体に対し、本ガイドラインに基づき、倫理に関する規程の整備や倫理委員会の設置などの体制整備をお願いしているところであります。

今回、スポーツ指導の現場で行われた暴力行為は、スポーツ界として、スポーツの文化的意義と価値を損ねる重大な事態であることを認識し、今後、こういった行為を二度と生じさせないよう本会及び加盟団体が意思を明確に示し、暴力行為などの根絶に努めなければなりません。

つきましては、貴団体におかれましては、スポーツ指導者はもちろんのこと、役職員及び全ての関係者に対し、スポーツを指導する際に問題解決の手段として、暴力行為を禁ずるなど責任ある行動と自覚をもつよう指導・徹底方お願いするとともに、本ガイドラインの周知徹底及び整備を併せてお願い申し上げます。

## 記

### 1. 添付資料：

- ・「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」
- ・「公益財団法人日本体育協会役職員倫理規程」

### 2. 問い合わせ先

公益財団法人日本体育協会 総務部総務課  
TEL：03-3481-2200 FAX：03-3481-2284  
E-mail：[soumu@japan-sports.or.jp](mailto:soumu@japan-sports.or.jp)

第 24 回 体 協 総 務 発 第 251 号  
平 成 25 年 2 月 7 日

加盟（準加盟及び協力）団体代表者 殿

公益財団法人日本体育協会  
会長 張 富士夫

### スポーツ指導における暴力根絶への対応について

平素より、本会諸事業に対し格別のご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、平成 25 年 1 月 21 日付文書でご通知いたしました大阪府立高校バスケットボール部における体罰行為について、貴団体をはじめ貴団体の役職員及び関係者に対し、暴力行為の禁止について指導の徹底等の対応方をお願いしたところでありま

す。しかしながら、その後、柔道ナショナルチームにおける暴力行為について連日の報道がなされており、統括団体としての責任を痛感いたしておりましたところ、去る 2 月 5 日に下村文部科学大臣から「スポーツ指導における暴力根絶に向けて」（別紙）が発信されました。

文部科学大臣は、今般の事態を日本スポーツ史上最大の危機として捉え、実態調査を行い、スポーツ指導者に対し暴力根絶の指導を徹底するとともに、スポーツ医・科学に立脚した指導が行える指導者の養成と研修を強く求めています。

この度の文部科学大臣からのメッセージは異例なことであり、本会といたしましては、これを真摯に受け止め、加盟団体等の皆さんと連携・協力し、スポーツ指導現場における暴力行為の根絶に努めてまいる責務があると認識しております。

その取り組みの一環として、本会に関連するスポーツ指導現場における実態を把握するとともに、スポーツ関係者の暴力根絶に向けた意識の共有・醸成を図るため、指導者をはじめとする各種全国会議や研修会等での倫理研修の充実、指導者養成講習会における講義内容・方法の改善・充実などを図ることとしております。

本会は、「スポーツに携わる者は、自らの尊厳を相手の尊重に委ねる相互尊敬であるというスポーツの価値を自覚すること」と謳われている「スポーツ宣言日本」の提言を踏まえ、加盟団体等の皆さんと連携・協力して文化としてのスポーツの推進を図る使命を担っています。

以上のことから、本会の役職員はもとより、貴団体に所属する役職員、監督、コーチ、審判員、プレーヤーなどスポーツ活動に携わる全ての関係者に対し、スポーツの意義や社会的な使命を自覚し、スポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り諸活動を行うよう、その趣旨を一層徹底することが喫緊の課題と考えております。

つきましては、貴団体におきまして、所属する関係者の方々に対し、スポーツの意義や社会的使命を改めて認識いただくとともに、スポーツ指導における暴力行為の根絶に向けた取り組みを積極的に推進いただくよう、ご指導方よろしく申し上げます。



# スポーツ指導現場における暴力根絶について

## ー公認スポーツ指導者の皆様へのメッセージー

桜宮高等学校における問題に端を発し、柔道ナショナルチームにおける暴力行為等、スポーツ指導現場における暴力行為やパワーハラスメントなどが数多く報道されております。残念ながらその関係者の中には本会公認スポーツ指導者資格を有した指導者が一部存在することが判明いたしました。

日本体育協会指導者育成専門委員会では、これまでスポーツ医・科学の知識を活かし、スポーツを「安全に、正しく、楽しく」指導し、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えることができる指導者の養成を基本コンセプトとして指導者育成事業を推進してまいりました。

また、指導者養成講習会においては、すべての公認スポーツ指導者が学ぶべき必修科目である“指導者の役割”の中で、スポーツ指導上あってはならない暴力行為やパワーハラスメントなどを取り上げてまいりました。上級資格における講習会では、法律上の問題にも触れ、「暴力は違法であり、処罰の対象となる許されない行為」として、強く警鐘を鳴らしてまいりました。

これらの講習会を受けた公認スポーツ指導者の中から、暴力を行使した者が出たことは大変遺憾であります。二度とこのような悲惨な事態を引き起こさないため、指導者養成講習会における講義の内容や方法を改善するとともに、指導者研修会での倫理研修を充実させるなど、公認スポーツ指導者全員が暴力の根絶に対する共通認識を一層高めるよう努力してまいりたいと考えております。

暴力、パワーハラスメントおよび指導者の権力に基づく精神的な追い込みなどの行き過ぎた指導が、皆様の周囲で行使されていることがないかどうか、改めて見直していただきたいと思っております。

そして、もしそれらの行為が行使されているならば、勇気を出して制止していただきたいと思っております。

スポーツ基本法にうたわれているとおり、スポーツは世界共通の人類の文化であります。スポーツと暴力は全く対極の位置にあり、両者が相容れることはあり得ません。

指導者の暴力行為や行き過ぎた指導が原因で、スポーツ現場を離れる選手やスポーツ嫌いの青少年を生み出すことは、絶対に避けなければなりません。我が国が今後大いに推し進めてゆく生涯スポーツや競技力向上においても大きな損失であるといえるでしょう。

指導者自らが日進月歩する最新のスポーツ医・科学情報やコミュニケーションスキルなどを学び、資質を向上させ、一人ひとりのプレイヤーと真摯に向き合ってお互いを尊敬しあい、強い信頼関係を築くことが、このような事態の再発を防止する上で最も重要であると考えます。

指導者の皆様におかれましては、スポーツ指導現場における暴力行為等を根絶し、生涯スポーツや競技スポーツに参加する多くのスポーツ愛好者や競技者に対する日常の指導活動に益々のご尽力をいただきますようお願いいたします。

平成 25 年 2 月 14 日

公益財団法人 日本体育協会  
指導者育成専門委員会委員長 監物 永三

スポーツ少年団活動を支える皆様へ  
—活動現場から暴力を根絶しよう—

日頃から、青少年の夢の実現に向けてスポーツ少年団活動にご尽力いただいております指導者の方々をはじめとする関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、心からお礼申し上げます。

スポーツ少年団活動は、スポーツを通じた青少年の健全育成を目指して様々な活動を展開しているところですが、最近、桜宮高等学校における問題に続いて柔道女子日本代表チームにおける暴力行為が報道され、スポーツ指導者による暴力が社会問題となっています。

スポーツ少年団活動の現場においても、団員たちの成長に熱い想いを抱く指導者は、その成長やスキルアップのペースが遅い時、プレイを失敗した時にもどかしい想いを募らせることがあるのではないかと思います。

しかし、失敗して成長すること、失敗は成長の種であることを認識することが重要です。そこで必要なのは、暴力ではなく、団員を認め、彼らの話を聴き、なぜ失敗したのか共に考えることです。このことに留意しないと、熱い想いが罵声や殴打などの誤った言動に及んでしまいます。

団員たちが生涯にわたってスポーツを実践するためには、彼ら自らが「スポーツは楽しい」と感じ、彼らが「スポーツを本当に好きになる」ことが必要です。そのためには、スポーツ少年団活動の中から、スポーツ嫌いの要因となる暴力行為を根絶しなければいけません。

スポーツを通じた青少年のこころとからだの健全な育成を目的とするスポーツ少年団の活動と、暴力を伴う指導が行われる活動は決して相容れることはありません。

皆様の周囲で暴力、パワーハラスメントおよび指導者の権力に基づく精神的な追い込みなどの行き過ぎた指導が行使されていないか見直していただき、もしそれらの行為が行使されているならば、勇気を出して制止していただきたいと思います。

今後、日本スポーツ少年団といたしましては、活動の実態把握に努めますとともに、最新のスポーツ医・科学情報を学ぶこととなる指導者資格の取得を奨励し、さらに養成講習会の講義の内容や方法の改善、研修会での倫理研修の充実など、団員たちにとってより良い団活動環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

スポーツ少年団活動を支える皆様におかれましては、活動現場における暴力行為等を根絶して、スポーツとの出会いという大切な時期にある青少年の指導に益々のご尽力をいただきますようお願いいたします。

平成 25 年 2 月 25 日

公益財団法人日本体育協会 日本スポーツ少年団  
本部長 坂本祐之輔

## スポーツ指導者に対する張会長メッセージ

スポーツ指導者のみなさんへ

日本体育協会の会長を仰せつかって2年、日々、アスリートのすばらしさを実感しています。国体開会式で参加者が「君が代」や「若い力」を大きな声で歌う姿をみると、本当に清々しい気持ちになります。

それだけに、今回、スポーツ指導の現場での体罰が相次いで明るみに出ていることは、残念でなりません。スポーツ宣言日本に「スポーツは、その基本的な価値を、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーに負う」との言葉があるとおり、スポーツは、互いにルールを守り、絶対に暴力に頼らないという相互尊敬のもとにのみ存在しうるものだと思います。スポーツ基本法にある「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」という理念の前には、暴力は徹底的に排除されなければなりません。

あくしゅ、あいさつ、ありがとう。日本体育協会ではいま、「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンを展開しています。スポーツ選手には、元気や礼儀だけではなく、勝者・敗者や先輩・後輩を問わない他者へのリスペクトや、目標に向かう粘り強さや打たれ強さ、チームワークなど、多くの点で社会人として高く評価される資質があると思います。それを支えているのが、優れた指導者のもとでの長く苦しい練習、そして勝利と敗北とを通じて形成されるフェアプレー精神であると考えます。

スポーツを指導することの目的は何でしょうか。技能の向上だけではなく、人格の向上、涵養も大切だと思います。私は日本体育協会の会長として、指導者資格を認定する立場にあります。その立場からも、指導者のみなさんには、スポーツに親しむすべての人たちにフェアプレー精神を広げてほしいと思っています。

もちろん、スポーツに親しむ人と一口に言っても、いろいろな人がいます。素質のある人やそうでない人、スポーツに打ち込める環境にある人やそうでない人、性格や嗜好もさまざまだろうと思います。人を育てるとするのは、こうした多様な事情、背景を理解して、それをきちんと尊重しながら対応することだと思いますし、ほとんどの指導者は、それを励行しておられるものと思います。今回明るみに出た体罰は、ごく一部の限られた例外であると信じます。しかし、その一部の例外も、決して許されるものではないとも思います。

私自身、今の自分があるのは、かつて私を鍛えてくれた剣道の師たちのおかげであると思います。手取り足取り、ぶつかりながら教えてくれたスポーツの師のことは忘れられません。まさに一生の師であると思います。競技は違っても、同じように感じている人も多いでしょう。

幸いにも私は仕事においてもよき上司に恵まれ、それは厳しく、怖い上司でしたが、しかしスポーツでも仕事でも、一度も暴力を受けたことはありません。「若い力」の歌詞には「情け身にしむ熱こそ命」とあります。他者を尊重する思いやりこそがスポーツの命と申せましょう。

孟子は「君子に三樂あり」として、その一つに「天下の英才を得て、之を教育する」ことをあげました。指導者のみなさんには、指導を通じて相手の人生をより豊かなものとするお手伝いができること、そして時には相手の人生に大きな影響を与える立場でもあることに深く感謝しながら、指導に励んでいただきたいと心からお願いしたいと思います。

平成25年2月25日

公益財団法人日本体育協会  
会長 張富士夫



## スポーツ界における暴力行為根絶宣言

## 【はじめに】

本宣言は、スポーツ界における暴力行為が大きな社会問題となっている今日、スポーツの意義や価値を再確認するとともに、我が国におけるスポーツ界から暴力行為を根絶するという強固な意志を表明するものである。

スポーツは私たち人類が生み出した貴重な文化である。それは自発的な運動の楽しみを基調とし、障がいの有無や年齢、男女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少年の生きる力を育むとともに、他者への思いやりや協同精神、公正さや規律を尊ぶ人格を形成する。

殴る、蹴る、突き飛ばすなどの身体的制裁、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせ、さらに、セクシュアルハラスメントなど、これらの暴力行為は、スポーツの価値を否定し、私たちのスポーツそのものを危機にさらす。フェアプレーの精神やヒューマンテイラーの尊重を根幹とするスポーツの価値とそれらを否定する暴力とは、互いに相いれないものである。暴力行為はたとえどのような理由であれ、それ自体許されないものであり、スポーツのあらゆる場から根絶されなければならない。

しかしながら、極めて残念なことではあるが、我が国のスポーツ界においては、暴力行為が根絶されているとは言い難い現実がある。女子柔道界における指導者による選手への暴力行為が顕在化し、また、学校における運動部活動の場でも、指導者によって暴力行為を受けた高校生が自ら命を絶つという痛ましい事件が起こった。勝利を追求し過ぎる余り、暴力行為を厳しい指導として正当化するような誤った考えは、自発的かつ主体的な営みであるスポーツとその価値に相反するものである。

今こそ、スポーツ界は、スポーツの本質的な意義や価値に立ち返り、スポーツの品位とスポーツ界への信頼を回復するため、ここに、あらゆる暴力行為の根絶に向けた決意を表明する。

## 【宣言】

現代社会において、スポーツは「する」、「みる」、「支える」などの観点から、多くの人々に親しまれている。さらに二十一世紀のスポーツは、一層重要な使命を担っている。それは、人と人との絆を培うスポーツが、人種や思想、信条などの異なる人々が暮らす地域において、公正で豊かな生活の創造に貢献することである。また、身体活動の経験を通して共感の能力を育み、環境や他者への理解を深める機会を提供するスポーツは、環境と共生の時代を生きる現代社会において、私たちのライフスタイルの創造に大きく貢献することができる。さらに、フェアプレーの精神やヒューマンテイラーの尊重を根幹とするスポーツは、何よりも平和と友好に満ちた世界を築くことに強い力を発揮することができる。

しかしながら、我が国のスポーツ界においては、スポーツの価値を著しく冒瀆し、スポーツの使命を破壊する暴力行為が顕在化している現実がある。暴力行為がスポーツを行う者の人権を侵害し、スポーツ愛好者を減少させ、さらにはスポーツの透明性、公正さや公平をむしばむことは自明である。スポーツにおける暴力行為は、人間の尊厳を否定し、指導者とスポーツを行う者、スポーツを行う者相互の信頼関係を根こそぎ崩壊させ、スポーツそのものの存立を否定する、誠に恥ずべき行為である。

私たちの愛するスポーツを守り、これからのスポーツのあるべき姿を構築していくためには、スポーツ界における暴力行為を根絶しなければならない。指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織は、スポーツの価値を守り、二十一世紀のスポーツの使命を果たすために、暴力行為根絶に対する大きな責務を負っている。このことに鑑み、スポーツ界における暴力行為根絶を以下のように宣言する。

## 一、指導者

○指導者は、スポーツが人間にとって貴重な文化であることを認識するとともに、暴力行為がスポーツの価値と相反し、人権の侵害であり、全ての人々の基本的権利であるスポーツを行う機会自体を奪うことを自覚する。

○指導者は、暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成が図れないことを認識し、暴力行為が指導における必要悪という誤った考えを捨て去る。

○指導者は、スポーツを行う者のニーズや資質を考慮し、スポーツを行う者自らが考え、判断することのできる能力の育成に努力し、信頼関係の下、常にスポーツを行う者とのコミュニケーションを図ることに努める。

○指導者は、スポーツを行う者の競技力向上のみならず、全人的な発育・発達を支え、二十一世紀におけるスポーツの使命を担う、フェアプレーの精神を備えたスポーツパーソンの育成に努める。

## 二、スポーツを行う者

○スポーツを行う者、とりわけアスリートは、スポーツの価値を自覚し、それを尊重し、表現することによって、人々に喜びや夢、感動を届ける自立的な存在であり、自らがスポーツという世界共通の人類の文化を体現する者であることを自覚する。

○スポーツを行う者は、いかなる暴力行為も行わず、また緊認せず、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーの精神でスポーツ活動の場から暴力行為の根絶に努める。

### 三 スポーツ団体及び組織

○スポーツ団体及び組織は、スポーツの文化的価値や使命を認識し、スポーツを行う者の権利・利益の保護、さらには、心身の健全育成及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む責務がある。そのため、スポーツにおける暴力行為が、スポーツを行う者の権利・利益の侵害であることを自覚する。

○スポーツ団体及び組織は、運営の透明性を確保し、ガバナンス強化に取り組むことによつて暴力行為の根絶に努める。そのため、スポーツ団体や組織における暴力行為の実態把握や原因分析を行い、組織運営の在り方や暴力行為を根絶するためのガイドライン及び教育プログラム等の策定、相談窓口の設置などの体制を整備する。

スポーツは、青少年の教育、人々の心身の健康の保持増進や生きがいの創出、さらには地域の交流の促進など、人々が健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。また、オリンピック・パラリンピックに代表される世界的な競技大会の隆盛は、スポーツを通じた国際平和や人々の交流の可能性を示している。さらに、オリンピック憲章では、スポーツを行うことは人権の一つであり、フェアプレーの精神に基づき相互理解を通して、いかなる暴力も認めないことが宣言されている。

しかしながら、我が国では、これまでスポーツ活動の場において、暴力行為が存在していた。時と場合によっては、暴力行為が暗黙裏に容認される傾向が存在していたことも否定できない。これまでのスポーツ指導で、ともしれば厳しい指導の下暴力行為が行われていたという事実を真摯に受け止め、指導者はスポーツを行う者の主体的な活動を後押しする重要性を認識し、提示したトレーニング方法が、どのような目的を持ち、どのような効果をもたらすのかについて十分に説明し、スポーツを行う者が自主的にスポーツに取り組めるよう努めなければならない。

したがって、本宣言を通して、我が国の指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織が一体となって、改めて、暴力行為根絶に向けて取り組む必要がある。

スポーツの未来を担うのは、現代を生きる私たちである。こうした自覚の下にスポーツに携わる者は、スポーツの持つ価値を著しく侵害する暴力行為を根絶し、世界共通の人類の文化であるスポーツの伝道者となることが求められる。

#### 【おわりに】

これまで、我が国のスポーツ界において、暴力行為を根絶しようとする取組が行われなかつたわけではない。しかし、それらの取組が十分であつたとは言いがたい。本宣言は、これまでの強い反省に立ち、我が国のスポーツ界が抱えてきた暴力行為の事実を直視し、強固な意志を持って、いかなる暴力行為とも決別する決意を示すものである。

本宣言は、これまで、あらゆるスポーツ活動の場において、暴力行為からスポーツを行う者を守り、スポーツ界の充実・発展に尽力してきた全てのスポーツ関係者に心より敬意を表するとともに、それらのスポーツ関係者と共に、スポーツを愛し、豊かに育んでいこうとするスポーツへの熱い思いを受け継ぐものである。そして、スポーツを愛する多くの人々とともに、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟は、暴力行為の根絶が、スポーツを愛し、その価値を享受する者が担うべき重要な責務であることを認識し、スポーツ界におけるあらゆる暴力行為の根絶に取り組むことをここに宣言した。

この決意を表現するためには、本宣言をスポーツに関係する諸団体及び組織はもとより、広くスポーツ愛好者に周知するとともに、スポーツ諸団体及び組織は、暴力行為根絶の達成に向けた具体的な計画を早期に策定し、継続的な実行に努めなければならない。

また、今後、国際オリンピック委員会をはじめ世界の関係諸団体及び組織とも連携協力し、グローバルな広がりを展望しつつ、スポーツ界における暴力行為根絶の達成に努めることが求められる。

さらに、こうした努力が継続され、結実されるためには、我が国の政府及び公的諸機関等が、これまでの取組の上に、本宣言の喫緊性、重要性を理解し、スポーツ界における暴力行為根絶に向けて、一層積極的に協力、支援することが望まれる。

最後に、スポーツ活動の場で起きた数々の痛ましい事件を今一度想起するとともに、スポーツ界における暴力行為を許さない強固な意志を示し、あらゆる暴力行為の根絶を通して、スポーツをあまねく人々に共有される文化として発展させていくことをここに誓う。

平成二十五年四月二十五日

公益財団法人日本体育協会  
公益財団法人日本オリンピック委員会  
公益財団法人日本障害者スポーツ協会  
公益財団法人全国高等学校体育連盟  
公益財団法人日本中学校体育連盟

## 公益財団法人 日本体育協会 加盟団体規程

### 第1章 総 則

#### (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体育協会（以下「本会」という。）定款第10条第1項により、加盟団体に関する事項について定める。

#### (加盟団体)

第2条 本会定款（以下「定款」という。）第6条による加盟団体は、次の通りとする。

1. 定款第6条第1号に定める団体（以下「加盟競技団体」という。）を別表1に定める。
2. 定款第6条第2号に定める団体（以下「加盟都道府県体協等」という。）を別表2に定める。
3. 定款第6条第3号に定める団体（以下「加盟関係スポーツ団体」という。）を別表3に定める。

第3条 本会は、前条のほか、国内におけるスポーツ団体を準加盟団体とすることができる。このことに関する必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

2. 前項による準加盟団体を別表4に定める。

#### (地域区分)

第4条 加盟都道府県体協等の地域区分は、次のとおりとする。

地域名	都道府県名区分
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
東海	静岡、愛知、三重、岐阜
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	香川、徳島、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

## 第2章 組織

### (加盟競技団体の組織)

第5条 加盟競技団体は、国内におけるスポーツを各競技別に統轄するスポーツ団体として適当なる組織を有し、所属する国際競技連盟のあるものは、その規則に準拠しなければならない。

### (加盟都道府県体協等の組織)

第6条 加盟都道府県体協等は、各都道府県におけるスポーツを総合的に統轄する都道府県体育協会等として適当なる組織を有しなければならない。

2. 前項の団体名及びその役職名には、当該の都道府県名を冠しなければならない。

### (加盟関係スポーツ団体の組織)

第7条 第2条第3項に定める加盟団体は、スポーツに関する事業を行う統轄団体として適当なる組織を有しなければならない。

## 第3章 権限

### (評議員及び理事候補者の推薦)

第8条 加盟団体は、評議員会に対し、各団体1名の評議員候補者を推薦することができる。

2. 加盟団体は、評議員会に対し、理事候補者を推薦することができる。

### (加盟団体会長会議その他)

第9条 本会会長は、必要と認めた場合、加盟団体会長会議、加盟競技団体会長会議又は加盟都道府県体協等会長会議を招集する。

2. 本会会長は、必要と認めた場合には、事務連絡の会議を招集する。

### (地域連合会)

第10条 加盟都道府県体協等は、第4条の地域区分を単位とする連合会を結成することができる。地域連合会を結成する場合には、規約及び役員名簿を本会会長に届出なければならない。



## 第4章 義務

(報告及び届出義務)

第11条 加盟団体は、毎年事業年度開始1ヵ月前から開始後1ヵ月の間に、当該年度の事業計画書及び収支予算書を、次の書類を添えて本会に届出なければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 執行機関、議決機関の議事録
- (3) 特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による法人格取得団体は、法人登記簿謄本及び代表者の印鑑証明書

第12条 加盟団体は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、当該年度の事業報告書を、次の書類を添えて本会に届出なければならない。

- (1) 財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）
- (2) 附属明細書及び財産目録
- (3) 会計区分ごとの収支計算書
- (4) 執行機関、議決機関の議事録
- (5) 当該団体の監事及び公認会計士の監査報告書
- (6) その他本会が必要と判断した資料

第13条 加盟団体は、当該団体の役員、規程、規約及びその他既に本会に提出してある書類に変更があった場合には、直ちに書面をもって本会に届出なければならない。

(分担金)

第14条 加盟団体は、定款第8条に規定する年次分担金を、毎年5月末日までに納入しなければならない。

2. 前項の分担金の金額は、加盟団体40万円、準加盟団体20万円とする。ただし、第2条第3項に定める加盟団体については、徴しないものとする。

第15条 前4条の規定は、準加盟団体についてこれを準用する。この場合において前文中、「加盟団体」とあるのは「準加盟団体」と読み替えるものとする。

## 第5章 加盟及び脱退

(加盟)

第16条 定款第7条により、新たに本会の加盟団体になろうとする団体は、その代表者から次の書類を本会会長に提出し、理事会が別に定める加盟申請審

査要項に基づき、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書（事務所所在地及び連絡先を明記すること）
  - (2) 規約及び加盟競技団体の場合にはその競技者規程等
  - (3) 所属団体及び支部組織一覧表
  - (4) 役員表
  - (5) 前年度事業概況書、当該年度事業予定表及び当該年度予算書
  - (6) その他本会が必要と判断した資料
2. 加盟の承認を得た団体は、直ちに定款第 8 条に規定する分担金を納付しなければならない。

(脱 退)

第 17 条 定款第 9 条第 1 項により、加盟団体が脱退しようとする場合には、次の書類を提出し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書

## 第 6 章 処分

(処分)

第 18 条 加盟団体が第 5 条、第 6 条又は第 7 条の資格を失ったとき、第 11 条から第 14 条に定める義務を怠る等組織の管理運営に適正を欠いたとき、若しくは本会の加盟団体として不相当と認められるときは次の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 退会

2. 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会及び評議員会の議を経て別に定める。

## 第 7 章 その他

(分担金等の精算)

第 19 条 加盟団体が第 17 条により脱退、又は第 18 条により退会した場合、既に納付した分担金等は、理由の如何を問わず返還しない。

また、脱退又は退会前に支払の義務が生じた分担金等は、直ちに納付しな

なければならない。

第 20 条 準加盟団体には、第 16 条、第 17 条、第 18 条及び第 19 条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「加盟団体」とあるのは「準加盟団体」と読み替えるものとする。

2. 準加盟の承認を得た団体は、直ちに第 14 条第 2 項に規定する分担金を納付しなければならない。

#### 附則 1

1. 本規程は、昭和 35 年 10 月 19 日から施行する。
2. 本規程の実施とともに、財団法人日本体育協会加盟団体規程（昭和 23 年 3 月 24 日制定）及び財団法人日本体育協会支部規程（昭和 23 年 4 月 28 日制定）を廃止する。

#### 附則 2

1. この規則は、昭和 46 年 2 月 27 日から施行する。

#### 附則 3

1. この規則は、昭和 47 年 9 月 27 日から施行する。

#### 附則 4

1. この規則は、昭和 49 年 11 月 27 日から施行する。

#### 附則 5

1. この規則は、平成 2 年 6 月 27 日から施行する。

#### 附則 6

1. この規則は、平成 2 年 8 月 31 日から施行する。

#### 附則 7

1. この規則は、平成 3 年 3 月 12 日から施行する。

#### 附則 8

1. この規則は、平成 3 年 3 月 28 日から施行する。

#### 附則 9

1. この規則は、平成 4 年 3 月 24 日から施行する。

#### 附則 10

1. この規則は、平成 4 年 6 月 30 日から施行する。

#### 附則 11

1. この規則は、平成 5 年 3 月 23 日から施行する。

#### 附則 12

1. この規則は、平成 6 年 3 月 29 日から施行する。

附則 13

1. この規則は、平成 6 年 6 月 21 日から施行する。

附則 14

1. この規則は、平成 7 年 3 月 14 日から施行する。

附則 15

1. この規則は、平成 7 年 6 月 20 日から施行する。

附則 16

1. この規則は、平成 8 年 5 月 1 日から施行する。

附則 17

1. この規則は、平成 10 年 3 月 24 日から施行する。

附則 18

1. この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則 19

1. この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則 20

1. この規則は、平成 11 年 6 月 22 日から施行する。

附則 21

1. この規則は、平成 11 年 7 月 22 日から施行する。

附則 22

1. この規則は、平成 12 年 6 月 16 日から施行する。

附則 23

1. この規則は、平成 12 年 6 月 27 日から施行する。

附則 24

1. この規則は、平成 13 年 3 月 27 日から施行する。

附則 25

1. この規則は、平成 13 年 6 月 26 日から施行する。

附則 26

1. この規則は、平成 14 年 9 月 5 日から施行する。

附則 27

1. この規則は、平成 15 年 6 月 24 日から施行する。

附則 28

1. この規則は、平成 16 年 3 月 23 日から施行する。

附則 29

1. この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 30

1. この規則は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

附則 31

1. この規則は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。
2. 特例民法法人には、第 11 条第 3 項の規定を準用する。この場合において、規定中の「特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による法人格取得団体」とあるのは「特例民法法人」と読み替えるものとする。

附則 32

1. この規則は、平成 23 年 6 月 20 日から施行する。

附則 33

1. この規則は、平成 23 年 10 月 31 日から施行する。

附則 34

1. この規則は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

附則 35

1. この規則は、平成 25 年 3 月 27 日から施行する。